

## 平成 2 5 年 第 8 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

### 議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 5 年 8 月 3 0 日 (金曜日) 午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
  - 1) 例月出納検査の報告 (平成 2 5 年 6 月分、平成 2 5 年 7 月分)
  - 2) 平成 2 4 年度事務事業点検評価の報告
    - ・美郷町教育委員会
- 第 4 町長の招集挨拶並びに行政報告
  - 陳情上程 (委員会付託)
- 第 5 陳情第 5 号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書
- 第 6 陳情第 6 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について
- 第 7 陳情第 7 号 経済と雇用対策強化のため地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情のお願い
- 第 8 一般質問
  - 議案上程 (説明)
- 第 9 報告第 1 0 号 専決処分事項の報告について
- 第 1 0 報告第 1 1 号 専決処分事項の報告について
- 第 1 1 報告第 1 2 号 専決処分事項の報告について
- 第 1 2 報告第 1 3 号 健全化判断比率の報告について
- 第 1 3 報告第 1 4 号 資金不足比率の報告について
- 第 1 4 認定第 1 号 平成 2 4 年度美郷町一般会計決算認定について
- 第 1 5 認定第 2 号 平成 2 4 年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第 1 6 認定第 3 号 平成 2 4 年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定について
- 第 1 7 認定第 4 号 平成 2 4 年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について

第18 認定第 5号 平成24年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について

第19 認定第 6号 平成24年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

出席議員（17名）

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 1番  | 中村美智男君  | 2番  | 熊谷良夫君 |
| 3番  | 伊藤福章君   | 5番  | 森元淑雄君 |
| 6番  | 中村利昭君   | 7番  | 吉野久君  |
| 8番  | 福田守君    | 9番  | 泉美和子君 |
| 10番 | 泉繁夫君    | 11番 | 杉澤隆一君 |
| 12番 | 澁谷俊二君   | 13番 | 深澤均君  |
| 14番 | 戸澤勉君    | 15番 | 熊谷隆一君 |
| 16番 | 飛澤龍右エ門君 | 17番 | 深沢義一君 |
| 18番 | 高橋猛君    |     |       |

欠席議員（1名）

4番 武藤威君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                |        |                 |        |
|----------------|--------|-----------------|--------|
| 町長             | 松田知己君  | 副町長             | 佐々木敬治君 |
| 総務課長           | 高橋薫君   | 企画財政課長          | 本間和彦君  |
| 税務課長           | 高橋潔君   | 住民生活課長          | 小原隆昇君  |
| 福祉保健課長         | 村山太郎君  | 農政課長            | 深澤克太郎君 |
| 商工観光交流課長       | 高橋一久君  | 建設課長            | 鈴木隆君   |
| 会計管理者兼<br>出納室長 | 藤田信晴君  | 農業委員会<br>委員長    | 渡邊調君   |
| 農業委員会<br>事務局長  | 杉澤哲君   | 教育委員長           | 佐藤孝君   |
| 教育長            | 後松順之助君 | 教育次長兼<br>教育総務課長 | 下田亮君   |
| 教育施設課長         | 梅山正之君  | 生涯学習課長          | 小林宏和君  |
| 代表監査委員         | 久米力君   |                 |        |

職務のため出席した者の職氏名

|      |      |               |      |
|------|------|---------------|------|
| 事務局長 | 照井智則 | 庶務班長<br>兼議事班長 | 高橋幸子 |
| 主査   | 小西輝昭 |               |      |

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

4番、武藤 威君から欠席の届け出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第8回美郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

（午前10時00分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、中村美智男君、2番、熊谷良夫君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日8月30日から9月5日までの7日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月5日までの7日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、泉 繁夫君、登壇願います。

（議会運営委員長 泉 繁夫君 登壇）

○議会運営委員長（泉 繁夫君） 議会運営委員会からのご報告を申し上げます。

9月23日招集告示されました平成25年第8回美郷町議会定例会に当たり、同日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定しました。

初めに、本定例会の会期は、本日8月30日から9月5日までの7日間としました。

次に、本定例会の審議内容についてですが、本日は議長の諸般の報告、町長の招集挨拶並びに行政報告を行い、陳情を上程し、一般質問を行う予定です。質問者は3名です。その後、報告第10号から認定第6号までの議案内容の説明を行う予定です。

8月31日、9月1日は、休会の予定です。

9月2日月曜日は、午前10時から本会議を再開し、議案第51号から議案第63号までの議案内容の説明を行う予定です。

9月3日火曜日は、本会議を休会し、関係常任委員会を開催し、陳情等の審査を行う予定です。

9月4日水曜日は、午前10時から本会議を再開し、8月30日に説明を受ける認定第1号から認定第6号までの質疑、討論、表決を行う予定です。

9月5日木曜日は、午前10時から本会議を再開し、9月2日に説明を受ける議案第51号から議案第63号までと陳情等について質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（高橋 猛君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より、例月出納検査、平成25年6月分、7月分の結果報告がありました。

2として、教育委員会委員長より、平成24年度事務事業点検評価の報告がありました。それぞれその写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

---

### ◎町長の招集挨拶並びに行政報告

○議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の招集挨拶並びに行政報告を行います。

本定例会に当たって、町長より招集挨拶並びに行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

平成25年第8回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集の挨拶といたします。

初めに、総合計画後期基本計画における「まちづくり戦略プロジェクト」についてご報告いたします。

一つ目は、「農商工連携プロジェクト」についてですが、“生薬の里 美郷”構想実現に向けた生薬の栽培については、取得した種苗の播種及び定植を、6月から7月にかけて行いました。

ストロン苗の植えつけは6月14日、旧千畑南小学校の学校農園2アールに行いました。また、育苗トレイへの播種を同16日、公益社団法人東京生薬協会立ち会いのもとに行い、定植を7月16日、大台野草地内に造成した試験圃場5アールで行いました。さらに、8月20日には、秋田県立大学と秋田県農業試験場から、現在までの栽培状況の確認と今後の生育管理の御指導をいただいております。

今後も注意深く生育管理に努めるとともに、栽培に関するデータ収集を行ってまいります。

二つ目は、「子ども育成プロジェクト」についてですが、町内の小学校3年生から6年生を対象にした「ドリーム体験！ほんもの講座」を6月26日、劇団影法師を招いて開催いたしました。

影絵による西遊記などの鑑賞や代表児童による人形操作を通して、伝統的な中国影絵の魅力を体験いたしました。

三つ目は、「水環境保全プロジェクト」についてですが、水資源をはぐくむ水源涵養林の保全等を目的に、七滝「水の森」植樹事業を7月2日に実施し、町内の小学校4年生児童のほか、本町と連携協定を締結している東京生薬協会並びに日本航空株式会社の関係者など約220人で、ブナの苗木と薬樹であるホオノキの苗木、計220本を植栽いたしました。

水環境マイスター養成講座は、秋田大学の網田和宏先生を講師に迎え6月15日から開催しており、新たに6人のマイスターが誕生する見通しとなっております。

イバラトミヨの生息環境調査は、秋田県立大学の近藤 正先生のご指導のもと、6月15日から

実施しております。

調査には美郷中学校総合科学部の生徒も参加しており、10月開催の水の郷シンポジウムで、調査結果の発表を予定しております。

今年度の全国名水サミットは、昭和の名水百選と平成の名水百選に選定されている石川県七尾市を会場に本日から開催されており、本町から水環境マイスターや関係者11人が参加しております。

わくわくサマースクールを7月24日から8月8日までの5日間、生涯学習奨励員やボランティア団体のご支援のもと、小学生27人が参加して開催いたしました。

このうち2日間実施した水環境学習では、清水体験や水棲生物観察を通して水に親しみました。清水周辺の環境整備については、本年5月に設置した美郷町清水周辺環境整備検討会で意見を集約し、整備や保全に伴う基本方針や維持管理のあり方等について美郷町清水周辺環境整備・保全計画で示すこととしており、ふれあいの森整備事業補助金を活用しながら年次計画で進めてまいります。

また、今年度は六郷地区の整備を行うこととし、関連予算を今定例会の補正予算に計上いたしましたので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

四つ目は、「交流促進プロジェクト」についてですが、首都圏在住の方へ本町の農業や農産物をPRするとともに、農業を通じて交流を深めようと、農業体験ツアーを6月29日、30日の両日、実施いたしました。

友好都市の東京都大田区を中心に参加者を募集したところ、大田区六郷美郷交流会から参加者へのご支援もあり22人が参加され、町内2軒の農家民宿で野菜の定植や田んぼの除草作業などを体験したほか、べごっこまつりやラベンダーまつりもごらんいただき、本町の魅力を十二分に体感していただきました。

昨年に引き続き参加していただいた方もおり、ツアーをきっかけに本町への関心や愛着が深まったものと思われることから、今後もこの取り組みを継続し、本町の農業及び農産物のPRと交流推進に努めてまいります。

JAL・美郷水環境保全キャンプを7月6日、7日の両日開催し、藤田直志専務執行役員を初め日本航空株式会社の社員20人が来町いたしました。

キャンプでは、清水清掃や真昼岳清掃登山など環境保全活動のほか、農作業体験や交流会を通して社員と地域住民との交流が図られました。参加した社員からは、本町の魅力を多様なメディ

アを通じて情報発信していただくとともに、旅行商品の開発などにご協力いただくこととしております。

平成2年度から交流のある栃木県那珂川町の職員7人が8月1日、2日の両日来町し、効率的な事務処理等を図るため、職員間の事務事業研修を行いました。今後も双方向での交流を続け、職員の資質向上に努めてまいります。

東京都の御田小学校の児童等46人が7月26日から3日間、千畑小学校の児童等29人が8月9日から3日間、両校を相互に訪問し、学習交流を行いました。

五つ目は、「安全・安心プロジェクト」についてですが、六郷幼稚園・保育園外構工事は、天候に恵まれ順調に推移しております。

また、物置小屋を395万8,500円で、カーテンステージ幕設置工事を819万円で発注済みで、これらを含めた本日現在の進捗率は98%となっております。

なお、落成式は9月7日、開園は同17日の予定となっております。

六郷小学校の校舎床にひび割れが生じ、拡大が見られたことから、委託しておりました調査業務がこのたび完了し、構造体への致命的なダメージはなく、現状では影響がないとの報告がありました。

町では、児童、保護者及び学校関係者の心理面に配慮し、ひび割れの修復とフロア改修工事の実施を今後検討してまいりたいと考えております。

次に、学校再編についてですが、学校再編による空き校舎等活用計画については、平成23年5月策定後の情勢変化を踏まえ、2回目となる一部見直しを8月1日に決定いたしました。

内容は、当初解体を予定していた旧仙南東小学校の物置を、企業用施設としての活用に変更するものです。

平成24年度に実施いたしました本町と秋田大学医学部との官学連携事業による清水の癒し効果調査事業についてですが、湧水が心身機能に与える影響に関する研究の調査結果がまとまり、10月開催の水の郷シンポジウムで、秋田大学の高橋恵一先生によるご講演を予定しております。

次に、各課の個別の取り組みについてご報告いたします。

初めに、企画財政課関係ですが、平成25年度普通交付税の額は、59億1,911万2,000円に確定いたしました。昨年度に比べ5,278万6,000円、0.9%の増となっております。これは、基準財政需要額における社会福祉費の増額等が影響したものです。

住民生活課関係ですが、秋田県消防協会大仙仙北美郷支部消防訓練大会が7月20日、大仙市で



行われ、小型ポンプ操法の部で第2分団が優勝、第3分団が第2位、第10分団が第3位、規律訓練の部で第10分団が第3位と、日ごろの訓練の成果を存分に発揮し優秀な成績をおさめました。

第2分団は支部代表として、9月6日に開催される県大会へ出場することとなっており、さらなる活躍を期待しております。

なお、町内では6月以降3件の火災が発生しており、引き続き火災予防の啓発に努めてまいります。

福祉保健課関係ですが、認知症の高齢者を地域で見守る1人となってほしいと、福祉科を有する六郷高校の1年生101人と教員6人を対象とした認知症サポーターの養成講座を5月28日、昨年度に引き続き同校で開催いたしました。

また、7月25日には、認知症の高齢者を地域で支えるための新たな取り組みとして、地域のケアマネージャーと民生児童委員が情報交換を行う機会を設け、82人の参加がありました。

農政課関係ですが、平成25年産米の生産数量目標の農家等への配分については、生産数量目標2万1,804トン、配分率62.80%を農業協同組合と主食集荷業者に情報提供し、全町一律配分により農家の皆様にご協力をお願いしてまいりました。

現在までの需給調整状況は、主食用水稻作付面積が3,778.94ヘクタールで、目標換算面積に対し0.7%上回っております。

経営所得安定対策交付金の申請状況については、飯米農家等を除いた1,755戸が7月31日付で申請済みです。

今後は、交付金の年内支払いに向けて関係機関と協力してまいります。

県産米の放射性物質検査についてですが、国の原子力災害対策本部から本年3月19日付で通知された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の改正により、本県の米は国の検査対象から外れましたが、風評被害防止や安全安心、信頼の確保を図る観点から、県による自主検査を実施することとなりました。

県では昨年度同様、稲刈りの始期に、旧市町村単位の69カ所で出荷自粛の要否を決める収穫後検査を実施し、放射性セシウムが1キログラム当たり国の基準値である100ベクレルをさらに下回る50ベクレル以下の場合、当該旧市町村の米の出荷自粛を解除することとしております。

町では、検査の実施と検査結果が判明するまでの出荷自粛について、農家等にチラシを配布し周知しており、関係集荷団体と連携しながら検査に全面的に協力し、「美郷米」の安全を早期に公表するよう努めてまいります。

旧千畑南小学校グラウンド敷地を薬樹園として整備するため、平場の森実施設計業務を294万円で発注済みです。

商工観光交流課関係ですが、美郷町ラベンダーまつりを6月29日から7月15日までの17日間開催し、町内外から約3万7,300人にご来園いただきました。

期間中は、日本航空株式会社との連携により、羽田空港、伊丹空港、秋田空港のロビーやカウンターに美郷雪華やラベンダーの鉢植えを展示したほか、日本航空利用者にラベンダーのしおりをプレゼントいたしました。

また、最終日には、同社客室乗務員が来園し、パイロットや整備士の制服を貸し出しての「なりきり撮影会」を開催し、親子連れなど100人を超える方に楽しんでいただきました。

旧3町村のふるさと会を統合した新生「秋田・美郷町ふるさと会」の設立総会が7月7日、東京都内で開催されました。

総会では、初代会長に石川明美氏が選出され、会則、役員体制及び事業計画案などが全会一致で承認されました。

今後、首都圏における本町出身者の受け皿としてより充実させるためにも、会がさらに発展するよう支援を続けてまいります。

建設課関係ですが、8月20日現在の発注状況については、道路維持工事として米ノ口・老形線舗装補修工事ほか4件を5,966万6,040円で、区画線設置工事2件を763万3,500円で発注済みです。

道路舗装工事では、釜蓋2号線舗装工事ほか1件を178万5,000円で、橋梁補修工事では、石名館1号橋床板補修工事ほか1件を137万5,500円で発注済みです。

そのほか、町営住宅の補修、塗装工事2件と北除雪センター外壁改修工事を1,207万3,950円で発注済みです。

業務委託関係では、道路改良舗装工事測量設計業務及び積算資料作成業務など10件を2,317万3,500円で、道路台帳補正業務を1,092万円で発注済みです。

上下水道関係では、千畑中央地区簡易水道路線測量及び実施設計業務委託を2,037万円で、配水管敷設工事3件を1億841万2,500円で発注済みです。

そのほか、簡易水道施設点検業務など2件を418万9,500円で、仙南地区農業集落排水施設機械器具更新工事を462万円で発注済みです。

住宅リフォーム緊急支援事業については、8月20日現在で50件の申請があり、368万4,000円の補助金交付を決定しております。

下水道接続工事費補助金については4件の申請があり、36万9,000円の補助金交付を決定しております。

教育総務課関係ですが、美郷中学校の各種体育大会での活躍はことしも目覚ましく、5月に行われた郡市陸上競技大会での完全優勝に始まり、野球の全県大会ベスト4を初め、全県大会、東北大会、全国大会に多数の生徒が出場を果たしました。

美郷町教育を考える会総会が8月2日、町内の幼稚園及び小中学校の教職員が一堂に会し、美郷町公民館で開催されました。

講演会では、筑波大学附属小学校の桂 聖先生を講師に迎え、模擬授業などの実践的な活動を交えながら、具体的にわかりやすくご指導いただき、今後、小中学校での教科指導に生かされることが期待されます。

教育施設課関係ですが、主な工事発注状況については、六郷小学校外壁改修工事を1,869万円、千畑小学校グラウンド整備工事を2,824万5,000円、すこやか園暖房設備改修工事を270万9,000円、北学校給食センター空調配管改修工事を1,170万7,500円、仙南保育園暖房給湯設備改修工事を2,625万円で発注済みです。

生涯学習課関係ですが、成人式を8月15日、美郷町公民館で挙行し、新成人244人のうち200人が出席いたしました。

式では成人証書を授与したほか、町内音楽グループのミニコンサートや成人式実行委員会が制作した記念DVDの放映などが行われました。

これからを担う世代として、各般にわたるご活躍を心から祈念いたします。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

報告第10号、報告第11号及び報告第12号「専決処分事項の報告について」ですが、車両損壊の賠償事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、ご報告するものです。

報告第13号「健全化判断比率の報告について」及び報告第14号「資金不足比率の報告について」ですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきご報告するものです。

認定第1号「平成24年度美郷町一般会計決算認定について」ですが、決算額は、歳入123億3,455万9,000円、歳出118億5,107万2,000円で、歳入歳出差し引き4億8,348万7,000円です。経常収支比率は87.7%で、平成23年度決算の88.2%に比べ0.5ポイント改善しております。これは、これまで任意で実施してきた繰上償還による公債費の減少、計画的な職員管理による人件費の減少、

補助費の減少などが主な要因となっております。

また、公債費等による財政負担の度合いを判断する指標の実質公債費比率は11.7%となり、23年度決算の12.8%に比べ1.1ポイント改善いたしました。今後も財政健全化に向けた取り組みを継続してまいります。

認定第2号「平成24年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について」ですが、歳入27億3,932万8,000円、歳出25億1,638万1,000円で、歳入歳出差し引き2億2,294万7,000円です。

認定第3号「平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定について」ですが、歳入4億2,338万6,000円、歳出4億1,650万8,000円で、歳入歳出差し引き687万8,000円です。

認定第4号「平成24年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について」ですが、歳入1億8,128万7,000円、歳出1億7,802万円で、歳入歳出差し引き326万7,000円です。

認定第5号「平成24年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について」ですが、歳入2億1,335万7,000円、歳出2億811万3,000円で、歳入歳出差し引き524万4,000円です。

認定第6号「平成24年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について」ですが、歳入1億8,186万9,000円、歳出1億8,172万4,000円で、歳入歳出差し引き14万5,000円です。

議案第51号「美郷町子ども・子育て会議条例の制定について」ですが、子ども子育て支援法第77条の規定に基づく美郷町子ども・子育て会議の設置について条例を定めたく、お諮りするものです。

議案第52号「美郷町税条例の一部改正について」及び議案第53号「美郷町国民健康保険税条例の一部改正について」ですが、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、お諮りするものです。

議案第54号「美郷町立学校設置条例及び美郷町立保育園設置条例の一部改正について」ですが、美郷町立六郷幼稚園・保育園の新園舎完成に伴い、園舎の位置を変更したく、お諮りするものです。

議案第55号「美郷町体育館使用料徴収条例の一部改正について」ですが、美郷町体育館暖房設備の設置に伴い、使用料に係る規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第56号「美郷町青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」ですが、トレーニングセンターみさとの指定管理者である財団法人美郷町スポーツ振興事業団が、本年11月30日をもって解散することに伴い改正したく、お諮りするものです。

議案第57号「美郷町特定地区公園条例の一部改正について」ですが、美郷総合体育館の冷暖房

設備使用料金を改正したく、お諮りするものです。

議案第58号「平成25年度美郷町一般会計補正予算第6号」についてですが、前年度繰越金の確定、地方債の借入額の変更、地域の元気臨時交付金やふれあいの森整備事業に係る県補助金の追加等による歳入の増額、学校体育館を初めとする屋内運動施設等の天井落下防止対策のための点検業務、長雨の影響で枯れたラベンダーの植えかえ用の苗購入、ふれあいの森整備工事、仙南温泉の機械設備改修工事、美郷総合体育館の電光掲示板修繕等に要する経費を追加するほか、公園維持管理費、道路維持補修費、町道整備費の増額、除雪機械購入実績による予算の減額など、歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第59号「平成25年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号」についてですが、前年度繰越金の確定及び療養給付費返還金の確定による予算の組み替えに伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第60号「平成25年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号」についてですが、前年度繰越金の確定に伴う一般会計繰入金の減額、施設管理費や千畑中央簡易水道事業費に係る予算の組み替え等による歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第61号「平成25年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号」についてですが、前年度繰越金の確定に伴う一般会計繰入金の減額、職員の人事異動に伴う人件費の減額等による歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第62号「平成25年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号」についてですが、前年度繰越金の確定に伴う一般会計繰入金の減額、職員の人事異動に伴う人件費の減額等による歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第63号「平成25年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号」についてですが、前年度繰越金の確定に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、詳細につきましては、各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集挨拶といたします。

---

#### ◎陳情第5号の上程、委員会付託

○議長（高橋 猛君） 日程第5、陳情第5号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、陳情第5号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### ◎陳情第6号の上程、委員会付託

○議長(高橋 猛君) 日程第6、陳情第6号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、陳情第6号については総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### ◎陳情第7号の上程、委員会付託

○議長(高橋 猛君) 日程第7、陳情第7号 経済と雇用対策強化のため地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情のお願いを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、陳情第7号については総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### ◎一般質問

○議長（高橋 猛君） 日程第8、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は3名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言してください。

---

◇深 澤 均 君

○議長（高橋 猛君） 最初に、13番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（13番 深澤 均君 登壇）

○13番（深澤 均君） 通告に従って質問をいたします。

質問の内容は、今後の除雪のあり方、1つであります。よろしく願いをいたします。

本町は、平成23年から3年連続の大雪に見舞われました。まずはこの間、町の除排雪作業に寝る間もなくかかわっていただいた各位に敬意と感謝を申し上げるところでございます。

加えて、昨年は大変長く酷暑の夏でありました。そして、ことしの春先の天候不順や7月からの長雨、局地的な集中豪雨など、近年の天候は非常に異常気象が常態化しているように思います。この状況下、ことしの冬の降雪が非常に気になるところでありますが、大雪にならないことを祈るばかりであります。

これまでの3年間の冬を振り返ってみると、毎日毎日降り続く雪に次第に道路除雪が追いつかず、作業のおくれが目立つようでありました。私の住む羽貫谷地集落は千畑地区の端に位置していますが、朝9時、10時でも除雪ローダーがまだ走り回っている状態でありました。しかし、全く除雪されていないわけではありません。早朝、除雪トラックで直線部は除雪されますが、交差点付近は除雪をされないままで、通勤の車が危険を覚悟で交差点に突っ込んだり、立ち往生や、時にはスクールバスの運行にも支障を来している状況であります。

大雪や雪が降り続くと、日々こんな状況で、集落内はもとより、隣の下畑屋部落や他地域の方々からも通勤通学に間に合う道路除雪を望む声を多く聞いてきたところでもあります。大雪などきほど除雪作業に時間を要することは理解しながらも、大雪などきほど除雪をしっかりとしてほしいと望む住民の願いも至極当然であると同時に、地域経済の発展や町民生活の向上を図る上で、十分な対応を講ずることも重要と考えます。

豪雪地域の美郷町はこれまで除雪には大変力を入れてきたところで、周辺自治体の中でも除雪

がよい町と評価されているわけですが、今後、降雪期、自動車の交通確保や安全をどのようにして確保していくのかお伺いいたします。

また、作業のおくれの要因の一つに、町民の要望に丁寧に対応してきた結果、作業量の増加が挙げられると思います。今後、高齢者世帯の増加を考えると、さらに要望がふえるものと予想されますが、その一端を各集落で負うことで、町除雪の過度な負担を軽減することも必要ではないかと思うところであります。

そこで、私の提案ですが、集落営農組織や農業法人等のトラクターによる集落内生活道路の除雪も視野に入れ、将来に向けた除雪計画を検討してみたいと思いますが、いかがでしょうか。このことは集落内の見守りや、自主防災、そして何よりも冬期間の集落住民の安心・安全のよりどころとして有効と思われると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、除雪延長は、車道除雪が478.6キロメートル、歩道除雪が57.1キロメートルで、合わせて535.7キロメートルとなっております。また、そのほかに役場や各行政センター、認定こども園や小中学校の駐車場、加えて集会施設など公共施設の駐車場や消防分署、派出所や特別養護老人ホームなど、多くの駐車場除雪も行っております。

議員もご存じかと思いますが、除雪車の出動基準はおおむね10センチメートルの降雪量を目安としておりますが、降雪の状況によっては随時出動する場合もあるところでです。

除雪作業は、通常午前2時に出動し、午前7時ころまでに完了することを目標とし、町臨時職員の直営運転手14名と23社の委託業者が、除雪ドーザー40台、グレーダー4台、ロータリー車9台、トラック7台など、計69台の除雪車両で行っておりますが、さらに六郷地区では3台、千畑地域では1台のハンドガイド式小型除雪機と、黒沢、千屋荒屋敷、土崎上野際など、通常除雪車の作業が難しい狭隘な路線では、トラクター3台を借り上げ、町としては細かい配慮を行いつつ、住民に評価される除雪を目指して最大限頑張っているところでです。

しかしながら、降雪量によっては議員ご指摘のように、目標とする午前7時ころまでに作業を完了できないことがあり、ご迷惑をおかけした日もありましたが、大きな混乱を来す一般車両の交差点での立ち往生やスクールバス運行の大幅なおくれなどは報告されておられませんので、改めてご理解をお願いいたします。



今後の除雪体制についてですが、地方交付税の一本算定を見据え、より効率的な除雪体制を構築するために、かねてより除雪計画の再検討、つまりは見直しに着手してきております。

その中では、改めて既存の除雪路線が冬季交通の確保上、必要不可欠な路線かどうかを検証し、場合によっては路線見直しを断行するとともに、除雪体制についても町直営の体制と業者委託の体制が地域間差異のある現状を踏まえ、直営、委託のバランスなどについて再検討することとしております。

また、こうした一連の作業の中で、現在トラクター等で除雪を実施している路線についても、作業効率や安全性、経済性や有効性を検証しながら、再検討してまいりたいと考えております。

なお、こうした除雪計画の再検討は、現在作業中の状況ですので、再検討に基づく具体対応は来期以降からとなります。今期については暫定的な対応として、千畑地区に直営体制2名、六郷地区に直営体制1名の増員を図るため、臨時職員を募集することを既に決定しており、こうした体制で適切な除雪実施並びに安全確保に努めてまいりたいと存じます。

また、集落営農組織や農業法人等へのトラクター除雪の委託については、先ほど述べましたとおり、現状のトラクター等での除雪についても再検討する意向ですので、そうした見直し作業の後でなければ、新たな委託については議論できません。そのため、現段階では議員からのご提案として受けとめさせていただきたいと存じます。

なお、高齢者世帯については、道路から玄関までの間についてですが、軽度作業について支援の制度を既に実施しており、たくさんの方からご利用いただいていることもご理解をいただきたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。13番、深澤 均君の再質問を許可いたします。

○13番（深澤 均君） 今町長の答弁では、経済的な側面も触れられましたけれども、当然路線の見直しということで、除雪車の負担を軽減していくということかと思えますけれども、その際にも、ぜひとも集落内の理解を得た上で路線の見直し等を行っていただきたい。一方的な路線の見直し等は避けていただきたいというふうに思っております。

また、集落内の、私は先ほど、これから見直しを予想するのにとというふうな形で、生活道路等の狭いとか、行きどまりとかというようなところを、今町の除雪車がやっている部分がございますけれども、そういう部分もやはり集落内で行う方向で検討したらいいのではないかとというふうな趣旨で述べましたけれども、全国の自治体の中には、一定経費をその集落に渡して、その除雪をやってもらっているというような例もあったようであります。

私は、防災とかそういう関係でいろんな業者と、いろんな団体と協力協定みたいなものを結んでいるわけですが、特にこの地域の除雪というのは、そういう部分もちょっとかみ合わせた形で考えていくべきではないのかなと。ある一定水準、町で豪雪対策本部等を設けるには、降雪120センチ以上とかなんとかありますけれども、それを超えて町の除雪車が過度な負担に陥るような場合に、そういう地域の持っている力もかりるとか、そういうふうな方向で今後検討できないものかなというふうな感じでお話をしたところであります。

できれば、今軽度生活支援とかで高齢者のお宅はやれているというお話でもございましたけれども、中には、その作業をするにもかなりの長距離の部分で、役割を負った支援員がやるわけですが、効率がやはり悪いのではないかなと。軽トラックに乗って除雪機を載せてきておろして除雪をしたり、またはその人もなかなか長続きしないでまた別の人にかわってしまうとか、現状はそのような形であるようでありますので、どうか地域のやはり見守りも含めた形でのこれから検討が必要ではないかと思っておりますけれども、その辺について再度ご答弁がありましたらお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

除雪路線の見直しについては、これまでの一部区間について見直しを実施してきた経緯があります。その際、関連する集落等に事前にお話をさせてもらった上で実施をしておりますので、当然見直しに当たっては、見直しに伴う路線の見直しについては、議員がおっしゃったように、また美郷町がこれまで実施してきたように実施することを考えています。

それから、高齢者世帯についての配慮については、これまでも福祉政策の一環として実施してきておりますが、町の除雪政策と、また福祉政策が一定であるように見えて別物でありますので、まずは不特定多数の方が一定時間内で円滑に冬期間交通できるようにするのが除雪政策の根幹でございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

これで、13番、深澤 均君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

（午前10時50分）

---

（午前11時00分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇泉 美 和 子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

初めに、子供の医療費無料化拡大について質問いたします。

昨年8月から小学校卒業まで無料化が拡大され、お母さんたちから喜びの声が上がっていますが、同時に他の自治体のように、せめて義務教育終了まで無料だと助かる、ぜひ拡大してほしいという声も出されています。長引く不況のもと、子育て世代の経済的負担は年々大変になっています。医療費が高い、安いは、家計に直結するものです。そういう意味では、いろいろな子育て支援策の中で、医療費無料化は中心的な柱とするべきものだと考えるものです。

子供が病気やけがをしたときに、お金の心配をしないですぐお医者さんにかかるようにすることは、行政の大事な仕事ではないでしょうか。もちろん私どもは国の制度として確立すべきだと、これまで要望もしてきましたし、今後も要望していくわけですが、今回県の制度の拡大に伴い、県内8市町村ではさらに独自に上乘せをして中学卒業まで無料にしています。当町でもぜひ中学卒業まで無料にするよう求めるものです。

全国的にも子供の医療費無料化が進んでいる自治体には、若い世代が移り住むなど、人口増となっている例が多くあります。美郷町でも他の子育て支援策とあわせ、医療費無料化を広げ、子育てしやすい町、若い人たちが外から移り住みたくなるような町にしていくことが、活気あるまちづくりにもつながると思います。

子育て世代の負担を軽減し、子育てしやすいまちづくりを進めていく上でも、中学校卒業までの医療費を無料にすることについて見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは、県内の状況をご説明いたします。

現在、秋田県内で福祉医療費の助成対象を中学生までに拡大している市町村は10市町村ありま

す。しかし、その中で入院・外来全てを対象としたいいわゆる医療費無料化を実施しているところは5町村となっております。

また、美郷町の取り組みについては、議員ご承知のとおり、昨年8月から県が福祉医療費助成を小学生に拡大したことに伴い、本町でも対象を小学生まで拡大するとともに、県制度では所得制限のために対象外となる児童に対しても、町単独事業として助成対象にしているところです。

さて、ご質問の中学生までを対象とした医療費無料化についてですが、医療費無料化に伴う影響について、ある保健数理学者が研究をされております。国民健康保険を例にしますと、これまで7割給付を10割給付、つまり医療費無料化にすると、医療費が通例30%から50%増大することです。

このことは、医療費無料化に係る一般財源のみを手当てするだけでは、施策展開に必要な行政対応が完結しないことを意味し、医療費増大に伴う影響、具体的には国民健康保険税の増税も覚悟して医療費無料化の対応をしなければならないということです。

また、本町においては、今後地方交付税における合併特例措置が段階的に縮小され、勢いこれまでの施策についても見直しを議論しなければならない状況が見通されていることは、議員もご存じのとおりです。

国民健康保険における税負担の増額に悩んでいる現状を認識しながら、加えて現在の各般の施策の今後の財源問題で、継続を確実に約束できる状況にないことを考慮しますと、町単独事業として福祉医療費助成を中学生に拡大することは慎重にならざるを得ず、現段階では実施を考えていないことにご理解をお願いいたします。

なお、子育て世代への町の支援策は、以前も答弁させていただいておりますが、福祉医療費だけではなく、児童生徒等の公式大会派遣費の全額補助、あるいは課外活動や公式大会出場等の際の町有バス提供による保護者負担の軽減、さらには全額町負担による芸術文化公演の鑑賞など、幅広く他自治体と比し特徴的な支援策を講じておりますことにご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。9番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○9番（泉 美和子君） 現段階では慎重にならざるを得ないということで、町長のこれまでの答弁でももちろん理解しているつもりですが、いろいろな医療費以外の支援策、町の支援策はもちろんそれはよしとするものです。そうですが、さらにそれに今のこういう経済状況を考えると、やはり一番柱になるのは医療費の問題で、お金の心配をしないで子供たちが、次代を担う子供た

ちが安全にすぐお医者さんにかかる状況をつくっていく、こういう立場でずっと質問しているわけですが、今おっしゃいました国保税の値上げにつながるなど、財政問題が一番大きいように理解するものですが、今回ちょっと試算をしていただいたのですが、中学校卒業まで拡大すると、大体843万何がしかかかるような額を教えてくださいました。予算額としてはまず約1,000万円くらいということでありますけれども、それ自体は大きな額ではありますけれども、でも1万、2万とかという額に比べれば、それ自体はもちろん大きな額だと思いますが、全体の町の状況、予算状況からすれば、やはり政策として、町長の決断でできるものではないかなと私は考えるものです。そういう立場から質問したところです。

予算的にいくと、多分同じようなご答弁だとは思いますが、もう一度お願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員がご提示いただきました金額につきましては、私どもの事務担当者が試算した結果でしょうから、私も同じ数字を持っております。ただ、先ほど答弁で言いましたとおり、この概算の支援額にとどまらないのが医療費の無料化であるということにぜひご理解いただき、議員もかねてよりご発言をなされている国民健康保険税の負担をふやすなということとパラレルになるということをぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問に入ってください。

○9番（泉 美和子君） 今のご答弁で、国保の問題は、これも今までずっといろいろやってきたことですが、やはりこうなると、国庫負担をやはり復元させるという、そういうことが本当に重要になってくるのではないかなというのを、今の町長答弁を聞いて強く感じましたので、国に対して国庫負担増額などを引き続き、ぜひ機会があるごとに求めていっていただきたいと思っています。

次の質問に移ります。

今月9日、仙北市田沢湖で発生した集中豪雨による土石流災害の痛ましい経験から、町の防災計画の総点検と危険箇所などの調査と対策について伺います。

犠牲になられた方々、被災された方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。14日に私どもの高橋ちづ子衆議院議員が現地調査に入りましたが、私も同行して被害の大きさを目の当たりにいたしました。

昨今の異常気象を見ると、これまで経験したことのないゲリラ豪雨がいつ我が町に起こるとも

限りません。万が一今回のような災害に巻き込まれたときに、自治体として住民の命が真っ先に守られるための対応が当然求められています。避難基準の見直しと確実な避難体制の確立が重要になっていると思います。

このたび秋田県が、仙北市など13市町村で土砂災害に関する避難勧告などの具体的な発令基準が明確化されていないとして、土砂災害警戒情報など気象情報に基づく発令基準のマニュアル化を促す方針だとのことですが、県のほうに確かめた資料では、当町でも残念ながら具体的な発令基準がないと伺っています。これについてはどのような対応がされているのでしょうか。

例えばにかほ市では、避難勧告などは土砂災害を対象とする大雨警報、土砂災害警戒情報や今後の気象予測、土砂災害危険箇所巡視者からの報告などを含めて総合的に判断して発令するとしています。大雨警報が発表されたとき、避難準備とし土砂災害警戒情報が発表されたときは、避難勧告としているということです。具体的な避難勧告や避難指示の具体的な発令基準が住民の命を守る上で重要なことは言うまでもないと思います。町でそういうものがないとすれば、早急に策定すべきと思います。

秋田県と市町村で今回の集中豪雨を受けて災害時の対応に関する連絡会議を開いたとのことでもあります。町の対応、対策を伺うものです。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずもって8月9日の豪雨災害によりお亡くなりになられました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

さて、ただいまのご質問にありました発令基準についてですが、議員ご指摘のとおりでございます。美郷町として今現在各般において見直し作業を行っているところであり、県のほうも現在、秋田県地域防災計画の修正作業が進められている状況でありますので、その修正作業の内容を踏まえつつ、加えて町として早急に整備すべき点については早急に整備を進めてまいりたいと存じます。

なお、平成21年3月においてですが、美郷町における急傾斜地危険地域、あるいは地すべり危険箇所、あるいは土石流危険渓流、そして山腹崩壊危険地域、崩落・崩壊土砂流出危険地域等の箇所をマップに明示した災害ハザードマップというものを全戸配布しております。その中で、自分が住んでいるところがどういう状況、危険性があるのかということ把握できますので、町と

しても各世帯に改めて確認するよう周知に努めてまいりますし、町としても県と一緒にしながら、先般報道がありました、実地調査を県がスピードアップするというふうにおっしゃっておりますので、県と連携を図りながら警戒区域等において行政が行う取り組みを迅速に進めてまいります。

また、県が標識や看板の設置を進めてまいるというふうな方針を明らかにしておりますので、町としても県と協調して迅速に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。9番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○9番（泉 美和子君） 1つ伺いたいのは、実際不幸にしてこういう災害が起こったときにですが、職員の皆さんの体制といいますか、今回仙北市などでもなかなか専門といいますか、状況がよくつかめないという、その地域の人たちのいろんな声を、今回のような一点に、一極集中したときは、もう地域の状況がなかなか確認できないかもしれませんけれども、いろいろ情報を得る体制、そしてその判断する体制というのですか、そういうのがなかなか今回ちょっと仙北市の場合に、ちょっと大変だったのではないかというのも、ちょっといろいろ説明を受けながら感じたところでしたが、そういう点で十分な職員の体制といいますか、そういう点はどのように考えていらっしゃるのか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

東日本大震災を経て、町では各行政区に担当職員を張りつけております。担当職員が行政協力員と連携をとりながら情報収集するというのが一義の情報収集、また職員の対応のありようです。ただ、今般のように一極集中かつ情報収集するための交通の確保ができないような災害であった場合は、やはり情報インフラをいかに使うかということが課題になろうと思っておりますので、そういった点で今現在検討しているところです。以上です。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問に入っていただきます。

○9番（泉 美和子君） 次の質問です。社会保障制度改革について国政問題ではありますが町長の見解をお伺いしたいと思います。

安倍政権が社会保障制度を大改悪していく手順を定めたプログラム法案の骨子を閣議決定いたしました。

これまで消費税を増税し、社会保障充実の財源に充てると言ってきましたが、充実どころか、逆に国民に負担増と給付削減をもたらすスケジュールがめじろ押しの内容です。関係団体からも

生きる権利が脅かされるものだという批判が上がっています。

例えば介護保険制度では、特別養護老人ホームの入所基準の厳格化やサービス利用者の自己負担割合引き上げなどです。そして、介護要支援1・2と認定された高齢者を保険給付の対象から外し、市町村の自助に移す、こういうことが検討されています。これは自治体間で格差が生まれるのではないかと、また認知症の初期段階でサービスが使いにくくなるのではという疑問の声もたくさん出されているものです。

さらに、現在1割の利用料を年収三百数十万円以上の高齢者夫婦世帯には2割にする方向で検討が進められています。来年の通常国会に法案を提出し、2015年度の実施を目指すとしています。

また、医療では70歳から74歳の窓口負担原則1割を、新たに70歳になる人から早期に2割に引き上げるとしています。負担増が実行されれば、受診抑制がふえることは明らかです。

さらに、また国民皆保険制度の根幹をなす国保制度の見直しも焦点になっています。国保の広域化で負担と給付の一本化、さらなる国保税の負担増が予想されます。国保負担の引き上げこそが重要です。さらに、年金の毎年の削減や年金課税強化で生活費が年ごとに増すこととなります。さらに、保育に関する公的責任を脅かす新システムの推進なども図られようとしています。

これは国の問題だとして片づけられない、住民の暮らしに直結する問題です。現役世代も高齢者も安心できる社会保障制度をつくることこそが今求められていると思うものです。住民の暮らしを守る自治体の首長としてどのようなお考えか伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

社会保障改革のプログラム法案は、社会保障制度改革推進法において、社会保障改革国民会議の結果を踏まえ、法制上の措置を講ずるとされていることを受けて検討されているものであり、8月21日にこの法案の骨子が閣議決定されております。

プログラム法案の骨子では、社会保障制度改革国民会議がまとめた報告書をもとに、少子化対策、医療、介護、年金の各分野の改革項目及び実施時期が示され、秋の臨時国会にプログラム法案が提出されるとともに、並行して厚生労働省の審議会等において個別の改革内容が具体化され、年明け以降に必要な法改正案が順次国会へ提出される予定であると伺っております。

今回閣議決定された法案骨子には、介護や医療部分においてサービスを受けた際の自己負担の



引き上げなどが含まれる一方で、難病への医療費助成の拡大や国民健康保険の財政支援の拡充、低所得者の国保料、後期高齢者医療制度保険料の負担軽減、低所得高齢者の介護保険料の軽減なども盛り込まれております。

また、国民健康保険の運営を市町村から都道府県に移すことや、介護保険の要支援、高齢者向けのサービスを市町村事業へ段階的に移管するなど、市町村の業務に大きくかかわる内容も含まれています。

本格的な検討はこれから進んでいくものと思いますが、現段階で伝わってきている内容では、国民にとってサービス向上につながるもの、議員ご指摘の負担増加につながるものなどが混在しているほか、業務として市町村から離れるもの、新たに加わるものなども混在しているため、単純によい、悪いとは言いがたい側面を持っておりますことにご理解をいただきたいと存じます。

いずれ町民や町の行政運営にどのような影響が生じてくるのか、今後の具体検討を注視してまいりますと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）9番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○9番（泉 美和子君） 私は負担増となる例をわかるように述べましたけれども、もちろん難病対策などいろいろ対策を、一定程度の対策をとっているものもありますが、差し引きするとどういいますか、消費税の増税等を含めて、どちらかという、負担増につながる、またサービス、社会保障制度の切り捨てにつながるような中身だと理解するものです。

なかなかこれまでいろいろな多くの方々の意見を踏まえてこういうものが出ているとは言いながらも、多くの国民負担増となるもので、こういうものをぜひやめるべきだという声を末端から上げていくことが今とりわけ大事ではないかと思うものです。

国会に諮られることではありますけれども、ぜひいろいろな、例えば国保の広域化の問題では、負担増となる町の一人一人、隅々の声がなかなか届きにくくなる制度だと私は理解するものですので、ぜひこういうことに対しても、これまで町村会などでも検討はしているわけですが、ぜひ住民の立場、暮らしを守る立場に立っていろいろな意見を述べて、機会あるごとに述べていただきたいと思います。

次、T P P、環太平洋連携協定について質問をいたします。

日本が参加したT P P交渉で交渉参加国に厳しい守秘義務が課され、政府から交渉経過に関する情報も得られないことに、国民はもとより自党内にも不満が広がっているとの報道もありま

す。

しかし、TPP交渉が秘密交渉で妥結まで内容を知ることができない仕組みであることは周知の事実でもあります。これまでは日本政府の主張内容すら秘密、何を守るかも、何を主張したかも明らかにしないまま結論だけが国民に押しつけられてしまうことになりかねません。

TPPは農産物の関税の問題もありますが、貿易の妨げになる各国の制度、非関税障壁を取り払い、多国籍企業が自由に活動できるようにすることが本質だと考えます。これを担保するものが、投資先の国や自治体の制度によって損害を受けたとする多国籍企業とその国を相手どり裁判で訴えることができるとしたISD条項です。これは憲法の根本原理である国民主権を多国籍企業主権へと引っくり返すという大変重大な問題だと思います。

危険なTPP交渉からの即時撤退こそ住民の利益を守る道だと思います。大事な局面を迎えているTPPについて、改めて国政問題ではありますけれども、町長の考えを伺うものであります。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

TPPは農林水産業分野だけでなく、広く地域経済や国民生活に影響を及ぼすことが想定されていることから、交渉内容やその過程に国民の関心が集まっていることは当然のことと認識しております。

しかし、交渉に守秘義務が課されることがルールである以上、その内容が伝わってこないことは受け入れざるを得ず、また一方、内容が伝わってこないからといって、イコール危険である、あるいは国民の利益を害するものに直結するとは論理的に言い切れないため、はっきりしないことのジレンマ、あるいは安心できないという心情は私も理解するところです。

なお、TPPの交渉に関しては、ことし4月、秋田県町村会から農林水産大臣に提出しました平成26年度政府予算及び施策に関する提案書の中に、とりわけ農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先すること、また平成32年度までの政策目標として平成22年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画の中でうたわれております、活力ある農山漁村の再生と食料自給率50%の達成に矛盾するものでないこと、それができないと判断した場合には脱退も辞さないことなどを盛り込み要望しているところです。

また、農業以外の交渉分野での影響も想定されているところですので、そうした全分野の影響

を総合的に視野に入れ、国として守るべきは守る、必ず守ることを大前提にしつつ、利益を得る分野と利益を失う分野を総合的に判断し、全体として国益が損なわれるような場合には交渉離脱すべきと私は考えております。

したがって、政府関係者には守るべき国益については大いに主張し、不利にならないよう頑張ってくださいですし、交渉が妥結して国会で議論する段階に至った場合には、議員ご指摘の I S D 条項を含め、国会議員には将来を俯瞰し間違いのない適切な判断をしていただくよう心から願いたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「終わります」の声あり）

これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

---

◇福 田 守 君

○議長（高橋 猛君） 次に、8番、福田 守君の一般質問を許可いたします。福田 守君、登壇願います。

（8番 福田 守君 登壇）

○8番（福田 守君） 通告に従いまして一般質問いたします。

質問の前に、通告の趣旨の8行目の「美郷町はワーストテン」と書いておりますけれども、ベストテンの誤りですので、その上で質問したいと思います。

今後の財政と美郷町のあり方について町長に質問いたします。

先般、2040年には秋田県の人口が70万人になる、同時に美郷町の人口も1万5,000人前後になる、このことを踏まえて質問をしたいというふうに思います。

全国的に人口が減っているのは報道のとおりですが、特に秋田県は全国ワーストワンです。このワーストワンの中において、先ほど訂正させていただきましたけれども、市町村が非常に少なくなっておりますので、ワーストテンもベストテンも比較的近いところにありますけれども、県内では減少率が比較的悪いほうではないわけでありましてけれども、全国から見たらかなり減っているのは皆さんもご承知のとおりだと思います。

町のアンケートでは、住みたい、住み続けたい、住んでよかったが多数を占めていますが、実際人口は自然減と同時に、他市町村、都会に流出しているのが現実です。今後のことを考えますと、特に国が発表したとおり、27年後、秋田県は70万都市になることは間違いのないと思います。この発表は事実でしょうが、言葉がちょっと乱暴でありますけれども、何か人間ががんの告知を

され余命数カ月と宣告されたことに似てはいないでしょうか。

このような状態の中、企業誘致、観光誘致などがますます難しいのではないのでしょうか。どんどん人口が減り、活気もなくなるような発表があった秋田県に、まして町村は合併特例債も段階的に終わり、当町の主要産業である農業、特に稲作でありますけれども、T P Pによりかなりの打撃を受けるのは私は必至と思います。T P P交渉の農産物5品目について関税の維持を訴えています、現状維持に持ち込んだとしても、今後5年、10年、12年後には段階的に全品目完全撤廃になるものと私は考えております。

このことにより、町の税収も打撃を受けます。したがって、自然と今世間で騒がれている道州制と同時に、また市町村合併が来るのが予想されます。もちろん町長におかれましては、今任期中はもちろんのこと、5年や10年先の予算のあり方も十分頭の中にあると思います。また、構想もしていると思いますが、今回私の質問は、2040年に向かった財政と美郷町のあるべき姿、これはいきなり2040年が来るわけではありません。まだ長い道のりがあるわけでありまして、人口がどんどん減る秋田県の中的美郷町をどのような形で導いていくか、どのような姿がベストなのか、お考えと構想をお尋ねいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、ことし3月、国立社会保障・人口問題研究所は、2040年の人口推計を発表いたしました。その内容を見ますと、秋田県は人口減少率が35.6%で全国一高く、総人口が70万人になるとされております。

県では、この人口推計の発表などを受け、ことし5月、秋田県市町村共同政策会議総会において、人口減少社会に対応する行政運営のあり方研修会の立ち上げが合意決定され、7月に同研究会が設立されております。県と市町村の有する行政資源を住民サービスの水準の確保という観点から、今後どう活用していくか、県と市町村が一緒になって考えていくことにしているところで

す。さて、議員ご質問の美郷町の今後の財政、あるいは美郷町のあり方についてですが、今回の人口推計はあくまで推計ですので、今後何か大きな環境変化や施策効果があるとするれば、そのようにならないと思いますが、仮に推計どおりに27年後、1万3,000人規模になるとしてお答えいたします。

人口規模としては、現在の五城目町と羽後町の間ほどの人口になります。したがって、財政的には地方交付税制度が現在と同様に存続している前提で考えれば、現在の五城目町並びに羽後町の歳入歳出構造及び規模を分析することで、ある程度想定できるのではないかと考えております。

また、その作業の結果として、美郷町の現在と将来の歳入歳出構造及び規模の差異を大まかに把握でき、美郷町が今後見直しを検討すべき分野などについてもある程度想定可能ではないかと私は認識しております。

さらに、その人口規模における行政機構や施策体系などについても、現在の五城目町や羽後町を参考に議論できるものと考えるところです。

その上で、今後の美郷町のあり方については、道州制の導入の有無にかかわらず、将来においてもあくまで美郷町という自治体で存続し続け、人口が現在より減っても町民が美しい風景のもとで心豊かに暮らし、地域の特徴を誇りに思う愛郷心を持ち、そうした心理面を洗練された行政施策が支え、町民一人一人が住むことに満足感を持てる美郷町であり続けることを俯瞰しております。

その実現のためには、私としては、このたび示された推計を厳粛に受けとめるとともに、少しでも推計値より多い人口規模になるよう、現在展開しております多面にわたる交流事業の充実、新たな特産品、とりわけ町外の方々に求心力のある製品の育成、スマートながら住みやすさを維持できる各分野の住民サービス施策の展開、こうした取り組みを総合することで形づくられる美郷町のよりよいイメージづくりなど、今後も一つ一つ着実に各般の施策を企画・立案し、そして地道に実践し、美郷町の将来につなげていくよう全力で頑張っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。8番、福田 守君の再質問を許可いたします。

○8番（福田 守君） 答弁ありがとうございます。大変緻密になって話の内容は、美郷町をこのまま、私もそうなのですが、残していきたいというような希望がかなりあるというようなことで、大変心強く思いました。ありがとうございます。

そこで、私、あんまり古い話というのですか、過去の話をして大変恐縮でありますけれども、この人口減と財政についてですが、過去を鑑みると、昭和30年代、昭和35年、旧仙南村時代ですけれども、人口が、先ほども言いましたように、古い話で申しわけないのですけれども、1万2,000人おりました。六郷と千畑を含むと3万3,000人、今の美郷町ですけれども、おりました。

今現在約2万1,000人ぐらいですけれども、財政を見ますと、この昭和35年、仙南村、当初予算5,000万円という数字が出ております。3町で1億5,000万円、平成元年になりますと、3町で約85億円、非常に人口が多いわけでありましてけれども、予算が非常に低かったわけでありまして。

現在、先ほど町長の構想の発表がありましたけれども、平成24年は一般会計120億円というようなことでありました。これを見ますと、この間、インフラ整備、助成金、補助、介護、医療、生活保護、教育など、異常なほど進んでいるのではないかと思います。

このため、私ども町民は自立性が失われてきたのではないのでしょうか。何かあれば町にお願いすればいいという発想が自然と生まれてきております。時代の流れかもしれませんが、しかし時代は回ると言われます。

ここで私たち町民は、自立、自分のことは少しでも自分で何とかしようという気持ちを持つことが必要な時代が来たような気がいたします。しかし、これは急にはできません。私は何らかの形で自立することを発信しなければできないと思いますが、町長はこの件に関してどのように考えているのか、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

1つの分野での事例ですが、災害の対応として、自助、共助、公助という3つの分類がございます。まさに自分の命を自分で守るとというのが自助です。今般、集中豪雨等によりまして、日本全国さまざまな災害をこうむっておりますが、私は議員がおっしゃった町民の自立心というものは何より大切な自治の根幹になるというふうと考えておりますので、同様の認識でおります。

そのために、そうした考えをより広く周知していくことが必要である観点から、広報9月号においては、災害分野についてであります。改めて先ほど一般質問の中でも答弁させていただきましたが、平成21年3月に配布させてもらった災害ハザードマップについて、町民一人一人ごらんいただきたい、その上で自分が住める場所にどういうリスクがあるのかを把握してもらいたい、その上で、もし何かあった場合にどう動き、どうやっていくのかということ想定してもらいたい旨の文章を書かせてもらいました。一つ一つの機会を捉え、そうした自立心が自治の根幹である趣旨の話ができる限り伝えていきたいというふうと考えております。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次に入ってもらいます。

○8番（福田 守君） 次に、教育長に質問したいと思います。

スポーツ少年団のあり方についてであります。3つの項目に分けておりますけれども、特に小学校が統合になりました。仙南地区で3つの小学校があったのが、今般1つになったということのを特に重視して質問させていただきたいと思えます。

練習場所の確保ということで、1つ目質問させていただきます。

現在スポーツ少年団は、スポ少にはあらゆる種目のスポーツがあります。以前よりもある種目に比べふえておりますけれども、統合により31団体あったのが、今般、25か6に減ったと、これは統合が絡んでだと思えますけれども、それくらいのスポーツ少年団があるということでもあります。

子供たちが自分の好きなスポーツ、得意なスポーツを選択できる、スポ少に移行してのメリットと思えます。十数年前より学校を離れて活動してまいりましたが、種目がふえ、小学校の体育館が統合によりなくなり、練習場所の確保が大変難しい時代になってきました。

したがって、毎日練習することができないような状態で、各スポーツ少年団の指導者の話し合いで、週3日ぐらいの場所の確保で行っているような状態です。ただし、そのスポーツ専用の競技場がある場合は毎日練習が可能のようです。

一見、町の体育館が結構あるので、練習には事欠かないように思えますが、町の施設は練習には使用料が発生します。毎日の負担は大きいと思えます。さらに、今年統合して初めての冬を迎えるに当たり、アウトドアスポーツが体育館に入ってきます。これによりどのようになるか、スポ少の指導者は頭を悩ませているようです。

私は、決して子供、社会人において、スポーツ施設が少ないとは思いません。むしろ美郷町は整っていると思えます。スポ少への施設の料金の軽減、教育委員会や生涯学習課、学校の介入にて練習場所の確保、割り当て等、もっと話し合いが必要ではないでしょうか。教育長はどのようにお考えを持っているのかお伺いいたします。

次に、2つ目として、家庭事情とスポ少のかかわりであります。

現在、どのような形でスポ少が行われているかといいますと、私が申し上げるまでもなく、教育長、次長、教育委員長もご承知のとおり、学校の授業が終わり、バスで一旦下校します。そして、夕方はやや早目に食事をとり、夜体育館に集合、練習を開始、夜9時ころ終了。外で行うスポーツは明るいうちに授業が終わったそのままの場合もあります。それには全て送迎と家族、特に両親が行うのが慣例であります。ごく当たり前のことです。

しかし、最近特に目立ってきたのが、母子家庭、父子家庭、両親の仕事の不規則、業務のサイ

クル等で送迎、早目の食事等の管理ができないという理由で退部、入部ができない、スポーツをしたいができない子供が年々ふえております。この現状は過去の学校単位での部活システムではなかったことです。

現在、学校、教育委員会より離れていますし、個人の問題、家庭の問題でしょうと言われるかもしれませんが、教育長はどのようなお考えをお持ちかお尋ねいたします。

3つ目であります。以前のように小学校教育の一環として部活の再活動、また学校週6日制の再開はあるのかということをお尋ねします。

過去を考えますと、学校の部活がこのスポ少に移行してきたのにはいろいろな事情がありました。子供の減少、多種類のスポーツに対応できない、他いろいろなことが考えられます。時を同時に、この時期、ゆとり教育、学校週5日制がとられました。私はこの後すぐ、仙南村時代ですが、今の教育委員長の佐藤 孝さんに、教育長の時代に一般質問で、このゆとり教育の子供たちの学力が低下しているのではないかと質問しました。

その答えは、決して当村の子供は他市町村より劣ることはなく、レベルが低下しているものではありませんという答弁でした。これは間違いなくそのとおりでありまして、現在も、二、三日前にも発表になりましたけれども、全国トップクラスの学力です。

ただし、今文部科学省でも疑問視され、学力の低下が著しく、世界レベルではどんどん下がっている。しかもゆとり教育で育った子供たちは、社会に出てからも覇気がないとか、ゆとり教育で育った子供が教育者になってきた時代、学校教育に問題が生じてきた。そのため、以前に戻そうという話が出てきています。実際既に全国で実施されている学校もあるとのこと。

このようなことを踏まえますと、教育の一環で部活動が再活動してもおかしくないのではないのでしょうか。全て部活にするのではなく、部活とスポ少を両立させながら進めることはできないのでしょうか。そして、学校週6日制に戻すことに対しての教育長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 後松順之助君 登壇）

○教育長（後松順之助君） ご質問にお答えいたします。

初めに、本町のスポーツ少年団の状況についてですが、今年度はただいま言われましたように、26団体、児童数にして531名が団員登録しており、その数は昨年度に比較すると5団体減少しています。これは言うまでもなく、小学校統合に伴いスポ少も学校単位で統合する必要があったことによるものですが、その効果として、各単位団の団員数や指導者数が増加し、団の組織力や



底力もあわせて向上しているものと感じているところです。

さて、スポ少と教育委員会、学校も踏まえての話し合いが必要ではないかとの議員のご指摘ですが、本町では、美郷町スポーツ少年団本部を平成17年4月に発足し、その組織体系としましては、各単位スポーツ団代表が本部委員を務め、執行部としての常任委員には体育協会会長並びに体育指導員の委員長、副本部長には校長会の会長、そして生涯学習課長、さらには本部長は私が務めさせていただきました。

昨年度からは、本来あるべき自主的で活発な活動を促すため、本部委員である各スポ少の代表から執行部を務めていただき、従来の私ども役員はバックアップする意味合いから顧問にとどまり、現在支援させていただいているところですので、かねてから行政側や学校、スポーツ関係団体との相互理解、コミュニケーションは十分に構築されているものと考えているところです。

また、体育館等社会体育施設の維持管理や貸し出し管理は、町民の利用促進、スポーツ振興の観点から、昨年度から生涯学習課スポーツ振興班に担当させ、利用者の方々のご理解・ご協力を得ながら、使用計画に基づき運営しているところではありますので、ご理解をお願いいたします。

社会体育施設の貸し出しについては、過度な活動を控えるよう、活動時間を1日2時間、週4日以内、あきた家族ふれあいサンデーである第3日曜日は休養日とすることを本部で申し合わせた上で、リリオス以外の各体育館施設におきましては、受益者負担の原則を踏まえながらも、1日2時間以内、週3日分までは使用料を減免対応し、夜間の貸し出しは夜8時までを基本としています。

ただし、指導者の都合により、現在夜7時から9時までの2時間というスポ少が1つ、またこれも指導者の都合で週1回しか活動できないため、夕方6時から夜9時までの3時間というスポ少が1つあります。

なお、学校施設を使用しているスポ少については、管理者である校長に対し、使用規定を遵守させるようお願いしているところでもあります。

また、前の質問に対する町長答弁にもありましたように、保護者の負担軽減のために、団の運営費補助、県大会以上の大会派遣費補助等も実施しているところでもあります。

次に、家庭の事情とスポ少のかかわりについてお答え申し上げます。

学校の部活動からスポーツ少年団へ移行したのは、1人でも多くの青少年にスポーツの喜びを、またスポーツを通じた青少年の身体と心を育てる組織を地域社会の中にと、日本スポー

ツ少年団のスローガンのもと、当地域では平成8年ごろ、大曲仙北学校体育連盟と各市町村スポーツ少年団で協議がなされ、現在に至っているものです。

指導者並びに団員、そして保護者とのいわば三位一体となつてのスポーツ少年団の活動は、社会体育、言いかえれば一つの地域社会活動の一環であり、子供の送り迎えも含め、各種大会応援などにチームの一員として、組織のメンバーとして積極的にかかわっていくことが、親子のきずな、地域のきずなを構築する上で大変意義のあることと思つているところであります。

諸事情により入部できない児童がふえているとのご指摘についてですが、さきに申しましたように、現状としては団員数が増加傾向にあることから、スポ少の運営体制は現状を維持すべきものと考えているところです。

また、退部の児童ですが、途中退部は極めて少ないのですが、その理由は健康上によるもの、友人関係によるものとの把握をしているところであります。さまざまご家庭のご都合もおありとは思いますが、スポーツをしたい、スポ少活動に参加したいという子供たちの願いにはぜひ応えていただけたらと思つます。PTAなど保護者の方々と接する機会を捉え、引き続きこうした精神を啓蒙してまいりたいと思つます。

ある団体の一例を挙げますと、送り迎えに不都合が生じた場合には、先ほど申し上げましたとおり、スポ少活動を通じた保護者間の仲間づくり、チームワークがおのずと培われ、お互いの協力意識により、他団員の保護者が送迎を引き受けたりして対処しているという旨を承知いたしております。保護者の方全てが子供の成長や活躍、さらにチームの発展を当然のごとく願つていることですし、その願う気持ちが強ければ強いほど、保護者間相互の連携や仲間づくりも進展していくものと期待しているところです。そういった保護者の方々の思いへ期待をいたすものであります。

次に、週6日制の導入と部活動再活動ということについてお答え申し上げます。

ご指摘のとおり、学校週5日制は、子供たちの生活全体を見直し、ゆとりのある生活の中で子供たちが個性を生かしながら豊かな自己実現を図ることができるよう、平成5年から段階的に移行され、平成14年度からは完全実施がなされているところであります。

これは、子供たちにゆとりを確保する中で、学校、家庭、地域社会が相互に連携しつつ、子供たちに生活体験、社会体験や自然体験などさまざまな活動を経験させ、みずから学び、みずから考える力や豊かな人間性などの生きる力を育むためでありました。

ところが、その後、子供たちの学力低下が問題になり、完全学校週5日制による授業時数の削

減と学習内容の減少が批判され、PISAなどの国際学力調査の順位の低下もあり、基礎的な知識、技能の習得だけでなく、それらを活用する力の育成も重視されることが国の大きな方針となり、平成23、24年度にわたる新学習指導要領では、学習内容もふえましたが、学校現場では平日の授業時数をふやしたり、学校行事を工夫したりして、授業時間を確保しながら対応してきているところであります。

学校教育法施行規則では、土曜日を休業日と定めており、例外的に特別の必要がある場合にだけ授業を認めているわけですが、この除外規定を使って月2回を上限に東京都では前倒しで実施しております。

こうした中、文部科学省では、学校週6日制の導入に向け本格的な検討に入っておりますが、実施に向けては国の法的整備がなされ、学校週6日制の導入に向けての条件整備がなされた上で、国や県と統一した実施が望ましいと私は考えております。

次に、学校週6日制の導入と関連して、教育の一環としての部活動の再活動についてお答えします。

スポ少への移行経緯とスポ少の意味についてはさきに述べたとおりであり、学校統合に伴い、幾つかの単位団が統合されましたが、指導者並びに団員、そして保護者が協力し合いながら、その運営に当たっております。スポーツ少年団の活動は社会体育、言い換えれば一つの地域社会活動の一環であり、地域のきずなを構築する上で大変意義のあることは、先ほど述べたとおりであります。今後、学校週6日制の導入が実施された場合には、放課後を有効活用し、保護者の皆さんにはこれまで同様の積極的にスポーツ少年団活動に参加いただけるのではないかと期待しているところであります。

まさに議員のご持論であります自立を保護者の方に大いに期待させていただきながら、答弁にいたしたいと思っております。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。8番、福田 守君の再質問を許可します。

○8番（福田 守君） 答弁ありがとうございます。

私もこの件に対して、学校5日制と6日制というものはどっちがいいのかわかりません。教育長のお話をお聞きしたいというのが質問の趣旨でありました。

そのスポ少の問題ですけれども、まず1つは、指導者の都合によって夜1日しか練習しない団もあるというようなこともありました。それから、3日しかやれないという団もあります。これはやはり指導者が疲労こんぱいしております。指導者も非常に少なくなっているのが現実ではな

いかなと思います。

私がここでこの質問で一番お願いしたいというのは、スポ少を部活の一部に繰り入れてほしいという趣旨であります。

その大きな理由の一つに、先般、美郷中学校が野球のベストフォーに入ったと。学校はもとより、町内も大変盛り上がりました。大変喜ばしいことだと思います。しかしながら、小学校のスポーツ団が活躍してもなかなかそういう町を挙げてとかということは全くないわけでありまして。と同時に、学校に対する小学校のスポーツをやりながらも愛校心が非常に少ないわけなのです。スポーツ少年団のために、学校単位でやった場合は我が小学校というような、我が中学校というようなことで一生懸命頑張るわけでありましてけれども、その愛校心を高めるため、と同時に指導者の確保のためにも必要ではないかなと思っております。

ただ、その今多種類のスポーツ団がありますので、これは非常に学校が全部やるということになると、非常にこれは無理な話なので、できるところからひとつやってもらえればありがたいなというふうに思っております。非常にそれは町単独でやるということは難しいかもしれません。全県レベルのことでスタートしなければできないかもしれませんけれども、いま一度その件をお願いしたいというふうに思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（後松順之助君） 小学生に対しての愛校心というのがなかなか難しいなというところが本音であります。先般の美郷中学校の野球での活躍、それに対する全校応援、それから町民の皆様方の熱いご支援、こうしたものを目の当たりに見ますと、スポーツの持つ何たるかと、あるいはパワーというものを感じないわけにはまいりません。

一方、現実としましては、ただいま町内の小学校に関してです。校長、教頭、教務主任だとか、あるいは養護教諭という方々を除いた男女の比率を申し上げますが、男の方が32.7%、女性教員が67.3%という現実があります。しかも二十歳代の方は皆無、ゼロであります。こうしたことから、やれるスポーツはというのが、野球、バスケットであればということかもしれません。そんなことも1つ現実問題として今浮上してまいりました。

加えて、柔剣道、空手というところで、これはやはり専門でなければ、前にある議員からご質問をいただきましたが、安全確保をどうするのかというようなご指摘もございました。こうしたことから、ただスポーツが好きだから、年が若いからではお任せできない部分もあります。

また、議員ご指摘のように、隣接する自治体との行事のやりとり、あるいは多様性もあります

ので、単独ではできないことで、常に県レベルでも大分問題になっているところでもあります。

加えて、機会がありますので、ご説明を加えさせていただきますが、県のスポーツ少年団活動では1日2時間、週4日の活動にとどめるという条例がありますので、本町でもそのご指導を受けながら活動をさせていただいているところでもあります。決して3日以上は使わせないとか、そういうものではございません。

現状を鑑みますと、今のところは現状維持、やむを得ないというのが私の考えであります。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、8番、福田 守君の一般質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩します。

（午後 0時05分）

---

（午後 1時00分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（2番 熊谷良夫君 17番 深沢義一君 退席）

---

#### ◎報告第10号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第9、報告第10号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 報告第10号について説明いたします。

2ページ、専決処分書をお願いします。

\_\_\_\_\_ について、7月27日に示談が成立し、7月30日に専決処分をしたので報告するものです。

相手方は、\_\_\_\_\_ さんです。

事故の概要ですが、\_\_\_\_\_ です。

7月27日に、3の損害賠償額及び和解の要旨に記載の内容で示談が成立しております。

損害額につきましては予備費にて対応しており、保険の認定が対象費用の3分の2でございますので、相当分を雑入に計上しております。

なお、示談までの日数を有しておりますが、\_\_\_\_\_であったことから時間を要したものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで報告第10号の説明が終わりました。

---

#### ◎報告第11号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第10、報告第11号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。  
議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 報告第11号について説明いたします。

4ページをお願いします。

\_\_\_\_\_について、8月16日に示談が成立し、8月19日に専決処分をしたので報告するものです。

相手方は、\_\_\_\_\_さんです。

事故の概要ですが、\_\_\_\_\_でございます。

---

8月16日に、3の損害賠償額及び和解の要旨に記載の内容で示談が成立しております。

なお、損害額については、今回の補正予算に賠償金として計上しており、また全額保険対象となり、相当分を雑入に計上しております。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで報告第11号の説明が終わりました。

---

#### ◎報告第12号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第11、報告第12号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。  
議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 報告第12号について説明いたします。

6 ページをお願いします。

\_\_\_\_\_ について、8月21日に示談が成立し、8月22日に専決処分をしたので報告するものです。

相手方は、\_\_\_\_\_ さんです。

事故の概要ですが、\_\_\_\_\_ です。

8月21日に、3の損害賠償額及び和解の要旨に記載の内容で示談が成立しております。

損害額については、今回の補正予算に賠償金として計上しており、また全額保険対象となり、相当分を雑入に計上しております。過失割合は50%となっております。

なお、示談までに日数を有しておりますが、\_\_\_\_\_ となったことによるものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで報告第12号の説明が終わりました。

---

### ◎報告第13号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第12、報告第13号 健全化判断比率の報告についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（本間和彦君） 報告第13号につきましてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律で、地方公共団体の財政状況を客観的にあらし、財政の長期健全化や再生の必要性を判断するものとして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率や、及び将来負担比率の4つの財政指標を健全化判断比率と定めておき、毎年度、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされております。

当町における監査委員の審査を今月26日に実施していただき、その意見書は資料として配付させていただきます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございますが、一般会計、特別会計とも黒字決算でございますので、こちらは該当ございません。

次に、実質公債費比率でございますが、町債の元利償還金に公営企業会計への繰出金、一部事務組合への負担金及び債務負担行為に基づく支出などのうち、公債費に充当した部分を加えた総額の標準財政規模に対する割合でございます。3カ年の平均値でございます。

平成22年度は14.2%、23年度は12.8%、24年度は11.7%と、年々改善傾向でございます。

その要因といたしましては、町債の繰り上げ償還を初めとする財政健全化に向けた取り組み等を挙げる可以考虑しております。

次に、将来負担比率でございますが、実質公債費比率の算定に基づいた経費の現時点での将来負担分、それに設立法人等に対しての将来負担分などを加えた総額の標準財政規模に対する割合でございます。22年度は66.6%、23年度は46.1%、24年度は37.4%と、こちらも改善傾向でございます。

法律では、この健全化判断比率につきまして、長期健全化基準が定められておまして、この基準を上回った場合、外部監査委員による監査の実施や、それに基づいた財政健全化計画の策定などが義務づけられてございますが、本町では全て数値が基準を下回っております。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで報告第13号の説明が終わりました。

---

#### ◎報告第14号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第13、報告第14号 資金不足比率の報告についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（本間和彦君） 報告第14号につきましてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律で、公営企業を経営する地方公共団体は毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされております。

資金不足比率は、公営企業会計の資金不足、つまり実質赤字額の事業規模に対する割合でございます。この比率につきましては、経営健全化基準が定められてございまして、この基準を上回った場合は、経営健全化計画の策定などが義務づけられることとなりますが、本町は全ての会計におきまして黒字決算でございますので、該当はございません。以上でございます。



○議長（高橋 猛君） これで報告第14号の説明が終わりました。

---

◎認定第1号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第14、認定第1号 平成24年度美郷町一般会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 歳入から款ごとに説明を求めます。

それでは、歳入1款町税について税務課長から説明を求めます。

○税務課長（高橋 潔君） 認定第1号についてご説明申し上げます。

平成24年度決算書9ページをお開き願います。

1款町税でございます。収入済額は14億3,796万1,694円で、平成23年度と比較して1.51%、2,135万6,582円の増額となっております。収納率は、現年度分が98.5%で、平成23年度を0.09ポイント上回りました。滞納繰越分は22.47%で、平成23年度を2.71ポイント下回りましたが、合計では94.07%で、平成23年度を0.37ポイント上回っております。

不納欠損額は142件、957万2,795円で、平成23年度を395万9,749円上回りました。欠損理由は、大部分が納付能力がなく、処分可能な財産もなかったため欠損となったものでございますが、倒産により法人が精算され、配当がなかったものもございます。収入未済額は8,101万4,620円で、平成23年度と比較して9.64%、864万7,409円少なくなっております。

次に、税目別でございます。

1項町民税の収入済額は5億8,395万4,478円ですが、地方税法の改正により扶養控除の減額や農業の申告所得の増により、平成23年度と比較して10.81%、5,695万8,231円の増額となっております。

2項固定資産税の収入済額は6億8,378万8,032円ですが、地価の下落により課税標準額を修正したことにより、平成23年度と比較して5.49%、3,975万7,037円の減額となっております。

10ページをお開き願います。

3項軽自動車税の収入済額は5,620万9,730円ですが、軽四輪自動車の登録台数がふえたことにより、平成23年度より28万2,730円の増額となっております。

4項町たばこ税の収入済額は1億1,300万2,954円ですが、売り上げ本数がふえたことにより、

平成23年度より390万6,258円の増額となっております。

5項入湯税の収入済額は100万6,500円ですが、平成23年度と比較して3万3,600円の減額となっております。

○議長（高橋 猛君） 次に、歳入2款地方譲与税から20款町債まで、企画財政課長から説明を求めます。

○企画財政課長（本間和彦君） 11ページの2款地方譲与税から14ページ10款交通安全対策特別交付金までを一括し、説明させていただきます。

2款から10款までは、収入済額が1,000円未満であります2款3項の地方道路譲与税を除きまして、予算額と同額の調定・収入となっております。

14ページの9款地方交付税の普通交付税でございますが、平成23年度と比較し9,211万5,000円、1.5%の減となっております。これは、中学校統合による学校数及び学級数の減少、また人口密度による補正係数の変更等によるものでございます。

特別交付税は、前年度と比較し2,258万3,000円、6.2%の増となっております。また、地方交付税を除きました交付金等の合計は、平成23年度と比較し1,581万8,000円、3.0%の減となっております。

次の11款からは、予算額と比較しまして調定額・収入額との差が大きい科目、または収入未済額のある科目等を中心に、款ごとに説明をさせていただきます。

それでは、まず11款分担金及び負担金でございます。

15ページをお願いいたします。1項1目2節保育料負担金の収入未済額でございますが、過年度分未納額6,000円で、未納者1人となっております。また、納付能力がなく、さらに他県への転出などで徴収が困難なことなどから、1件分について不納欠損としてございます。

次に、12款使用料及び手数料でございます。

17ページをお願いいたします。1項6目1節住宅使用料の収入未済額でございますが、現年度分未納額36万円で、未納者が9人、過年度分未納額254万9,407円で、未納者15人となっております。

18ページをお願いいたします。2項2目2節清掃手数料の収入未済額でございますが、ゴミ袋販売手数料の過年度分未納1件分でございます。

次に、13款国庫支出金でございます。

20ページをお願いいたします。1項2目1節公共土木施設災害復旧費、21ページ、2項4目2

節農村整備費補助金、同じく5目1節道路新設改良費補助金、及び22ページ、6目5節保健体育費補助金でございますが、予算額と比較しますと調定・収入額が大きく減額となっておりますが、これは、事業の一部もしくは全部を繰越明許費としたことによるものでございます。

続きまして、14款県支出金でございます。

28ページをお願いいたします。3項1目5節選挙費委託金でございますが、秋田県知事選挙におきまして投票が行われなかったことなどから、予算額に対しまして調定・収入額が減額となっております。

続いて、29ページをお願いいたします。6目1節土木総務費委託金でございますが、予算額に対して調定・収入額が310万円ほど増額となっておりますが、これは豪雪により除雪委託作業量がふえたことによるものでございます。

続きまして、15款財産収入でございます。

31ページをお願いいたします。2項1目1節不動産売払収入の土地売払収入でございますが、町の遊休地等5件を売り払いし、立木売払収入は仏沢地区の間伐材を売り払いしたものでございます。

2目1節物品売払収入でございますが、除雪車、学校統合により不要となった物品等を整理したものでございます。

3目1節生産物売払収入でございますが、ラベンダー摘み取り料でございます。

4目1節その他財産売払収入でございますが、有限会社あったか山及び秋田県土地開発公社の解散に伴う精算による分配金でございます。

続きまして、16款寄付金でございます。

32ページをお願いいたします。1項2目のふるさと美郷応援寄付金でございますが、件数が34件と、前年度と比較しますと1.4倍、総額では約2.3倍となっております。

続きまして、17款繰入金でございます。

同じく32ページ、2目の振興基金繰入金から6目の公共施設整備基金繰入金につきましては、それぞれ基金の設置目的であります事業の財源として繰り入れたものでございます。

次に、18款繰越金でございます。

34ページをお願いいたします。これは前年度繰越金でございます。

続きまして、19款諸収入でございます。

35ページ、3項1目1節奨学資金貸付金元利収入の収入未済額でございますが、現年度分未納

額153万円で、未納者18人、過年度分未納額258万5,900円で、未納者17人となっております。

また、2目1節高齢者住宅整備資金貸付金の元利収入の収入未済額でございますが、現年度分未納額17万3,404円で、未納者1人、過年度分未納額178万1,276円で、未納者3人となっております。

37ページをお願いいたします。5項3目給食事業収入の収入未済額でございますが、学校給食費受入金が、現年度分未納額59万8,870円で、未納者27人、過年度分未納額19万4,205円で、未納者10人となっております。一時保育分給食代が、現年度分未納額4,600円で、未納者1人となっております。

続きまして、5目雑入でございます。まず収入未済額の内訳でございますが、一時保育利用料の現年度分1万6,000円と、放課後児童健全育成事業保護者負担金の過年度分1万3,000円でございます。それぞれ1人の未納者となっております。

続いて、39ページの備考欄の中段をごらんいただきたいと思っております。備考欄に雑入30万6,670円とございますが、これは5万円以下のものをまとめて計上してございまして、延長保育事業保護者負担金及び土地改良区総代選挙受入金等でございます。

次に、20款町債でございます。

平成24年度の町債の調定・収入済額の総額は13億2,660万円でございまして、その内訳としましては、過疎対策事業債が4億3,280万円、合併特例債が8億7,340万円、圃場災害復旧事業債が2,040万円でございます。また、予算額に対しまして調定収入額が減額となっている項目がございますが、2つの要因がございます。1点目の要因といたしましては、社会資本整備総合交付金事業や消防救急デジタル無線整備事業等につきまして、事業の一部もしくは全てにつきまして、翌年度へ繰り越し事業としたものによるものでございまして、その総額は3億400万円でございます。2点目の要因としましては、平成23年度からの繰り越し事業につきまして不用額が生じ、結果として起債額を減額したものでございまして、その総額は1,140万円でございます。

最後になりますが、41ページの合計欄でございます。予算総額128億6,378万6,000円に対しまして、調定額124億3,507万8,147円、収入済額123億3,455万9,070円、不納欠損額959万6,795円、収入未済額9,092万2,282円となっております。

歳入の説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで歳入の説明を終わります。

次に、歳出の説明を求めます。

歳出1款議会費、2款総務費について、総務課長から順次説明を求めます。

○総務課長（高橋 薫君） 42ページ、歳出を説明いたします。

1款1項1目議会費ですが、議会活動、議会運営に関する経費と議員及び議会事務局職員等の人件費が主なもので、実績によるものでございます。

次に、2目議会広報費ですが、議会内容や活動状況の周知を目的に議会広報のみさと議会だよりを年4回、議会日程や住民との懇談会の日程などを周知するためのお知らせ版を3回、それぞれ発行した経費でございます。

次に、2款1項1目一般管理費でございます。こちらは総務課職員の人件費、職員の厚生関係経費、文書管理、庁舎管理を初めとする通常業務遂行に要する経費のほか、職員研修事業などを実施しております。

職員能力向上事業につきましては、各職外の能力等のスキルアップや接遇研修などを行っておりまして、延べ323名の職員が受講してございます。

46ページ、22節補償補填及び賠償金ですが、松・杉並木の落雪や公共施設の屋根からの落雪による車両の損壊事故に対する賠償金でございます。

不用額の主なものにつきまして、12節の通信運搬費でメール便や宅急便の利用により削減が図られたものでございます。

予備費につきましては、庁舎敷地内の松が葉ふるい病に罹患したため、治療と感染防止策を講じたものでございます。

次に、46ページ、2目行政推進費の総務課関連でございます。行政区機能強化事業として、1節の行政協力員報酬と19節の行政区活動支援交付金を116行政区に交付したほか、水環境のPRを兼ねた回覧板を作成し配布してございます。また、町の日功労者表彰記念事業として、功労者4名、貢献者2名の方々を表彰してございます。そのほかコミュニティセンターの管理、シャトル便の運行の経費の分を支出してございます。

農政課関連では、美郷フェスタの関連費を支出してございます。

予備費につきましては、金沢西根コミュニティセンター和室の床補修を実施したものでございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 企画財政課関係でございますが、この目からは、19節中、地域活動拠点整備事業費補助金といたしまして4行政区の会館改修事業に対しまして、また活力ある地域づくり事業費補助金といたしまして22件の地域活動等に対しまして、それぞれ助成いたしました。

た。また、協働参画のまちづくり事業といたしまして住民活動センターみさぼーとの運営経費を支出してございます。活動実績といたしましては100件のボランティアコーディネート、延べ1,084人のみさぼーたーがボランティア活動を実施してございます。また、乗り合いタクシーや生活バス路線維持対策に要する経費など、交通施策に関する経費も支出してございます。また、官学連携事業といたしまして、秋田大学並びに秋田県立大学との各連携事業に要する経費に加え、国際教養大学との連携協定締結に要する経費を支出してございます。秋田大学とは水をテーマとした調査の実施やイベントの開催などを、秋田県立大学とは地域産業の振興をテーマとしたセミナーの開催などをそれぞれ実施してございます。

○総務課長（高橋 薫君） 次に、48ページ、3目文書広報費ですが、広報みさとお知らせ版発行経費、やまびこ座談会6回の開催経費が主なものでございます。

11節の不用額ですが、広報紙印刷経費の請負差額によるものでございます。

○会計管理者兼出納室長（藤田信晴君） 続きまして、48ページ、4目の会計管理費でございすが、職員の人件費、事務補助員賃金、納入通知書等の印刷や伝票等をつづり込む専用ファイル等の需用費、指定金融機関に対する振り込み手数料等の役務費が主なものでございます。

以上でございます。

○総務課長（高橋 薫君） 次に、5目財産管理費ですが、町有地などの普通財産の管理、公用車及び町有バス等の維持管理、松・杉並木の管理、町有林の管理、中央・南行政センターの管理などを実施いたしました。町有林の保育事業では、仏沢、瀧尻の5ヘクタール、288立米の間伐搬出を13節委託料にて実施いたしました。また、南行政センターの温風機暖房設置工事や中央行政センターの非常用予備費発電装置改修工事等を15節より支出してございます。

11節の不用額につきましては、公用車等のガソリン及び修繕費等の実績によるものでございます。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 続きまして、6目企画費、商工観光交流課分をご説明いたします。

その主な支出といたしましては、ふるさと会への支援、定住促進事業及び地域間交流に係る経費でございます。9節は、各ふるさと会及びふるさと会統合へ向けた準備委員会への出席旅費、19節ふるさと会補助金は、首都圏3団体、中部1団体への支援、次の定住促進奨励金の交付実績につきましては、若者定住12世帯、一般定住が3世帯でございました。地域間交流会補助金につきましては、大田区、栃木県那珂川町、長野県東御市との交流経費等でございます。

最後の行、友好交流コンサートにつきましては、7月21日に開催され、1,500人の来場がなされております。

以上です。

○企画財政課長（本間和彦君） 企画財政課関係でございますが、財団法人東京生薬協会との連携協定締結等に要する経費を支出してございます。また、ふるさと美郷応援寄付金の推進に係る経費を支出してございまして、24年度は34件の寄附がございました。

次の7目電子計算費でございますが、電算システムの維持管理に要した経費のほか、情報システム強化費として住民基本台帳法改正に伴うシステム変更経費などを支出しております。また、町内外における情報通信格差是正のため、光ファイバーケーブルを利用した通信網の整備をIRU方式で実施しており、関連する経費を支出してございます。

また、14節使用料及び賃借料の不用額につきましては、庁舎内コピー機の使用料を一括して支払いしておりますが、見込みより使用量が少なかったことによるものでございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 8目交通安全対策費につきましては、交通指導隊、交通安全協会等のご協力をいただきながら、交通安全指導、啓蒙を図るとともに、カーブミラー等の交通安全施設を整備しながら安全なまちづくりに努めたものでございます。

主な支出としましては、1節で交通指導隊27名の報酬、8節は交通災害共済加入促進のための報償費を集落等へ交付しております。9節は活動時の費用弁償、11節は安全施設維持のための修繕料、18節はカーブミラー13枚の購入費、19節は各種団体への補助でございます。チャイルドシートの購入補助につきましては64件の実績がございました。

続きまして、53ページ、9目防犯対策費でございます。防犯指導隊、防犯協会等の関係団体とともに、安全・安心なまちづくりに努めた経費でございまして、主な費用としましては、1節は防犯指導隊員8名の報酬、9節は活動に係る費用弁償であり、11節は町内2,895基分の防犯灯、街路灯に係る電気料及び修繕料、15節は新たに設置した防犯灯62基の工事費でございます。

18節は防犯指導隊員に貸与した活動服に係るものでございまして、19節は各種関係団体への補助金でございます。

○総務課長（高橋 薫君） 10目公共施設再編事業費ですが、公共施設再編計画及び学校再編による空き施設等活用計画に基づき、実施しております。主な支出といたしまして、54ページ、13節では、旧仙南東小学校宿泊交流施設への改修基本設計費、旧千畑南小学校校舎を歴史民俗資料館に、同体育館を屋内体育施設に改修する基本設計費を、また同グラウンド施設を平場の森構想への基本

設計費をそれぞれ支出しております。

15節では、学友館の外壁改修屋根防水工事を実施し、また千畑中学校を北ふれあい館に改修する工事を実施してございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 11目諸費でございます。県防衛協会及び町自衛隊父兄会の補助、自衛隊入会者激励会開催に係る負担金でございました。

○税務課長（高橋 潔君） 55ページ、2項1目は職員人件費が主なものでございます。

2目は納税通知書の印刷費、電算システムの委託料と借上料、鑑定評価委託料、納税貯蓄組合の補助金、町税還付金などでございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。住民基本台帳費は主に戸籍、住民基本台帳の維持、戸籍に係る各種届け出の受け付け、謄抄本・住民票の発行、システムの保守に要した経費でございます。

11節需用費の管理用消耗品といたしまして、町内6小学校で実施した「人権の花」に係る費用を支出してございます。13節及び14節でございますが、戸籍電算システムの保守、機器の借り上げに要した経費でございます。19節は関係協議会に係る負担金でございます。

○総務課長（高橋 薫君） 4項1目選挙管理委員会費ですが、選挙管理委員及び選挙管理委員会に関する経費を支出しております。

2目選挙啓発費ですが、明るい選挙推進協議会委員の参加報償費等を実績により支出したものでございます。

次のページの58ページから60ページの3目秋田県知事選挙費、4目町長選挙費、5目秋田県仙南土地改良区総代総選挙費、衆議院議員選挙費は、それぞれの選挙に要した経費であり、いずれも実績によるものでございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 5項統計調査費でございますが、1目からは事務的経費を、2目からは学校基本調査を初めとする5つの基幹統計に要する経費を支出してございます。

○総務課長（高橋 薫君） 6項1目監査委員費ですが、監査委員に係る経費、監査等に係る事務経費の実績によるものでございます。

○議長（高橋 猛君） 次に、3款民生費について、福祉保健課長から順次説明を求めます。

○福祉保健課長（村山太郎君） 3款民生費でございます。61ページをごらんくださいませ。3款1項1目社会福祉総務費からご説明申し上げます。

社会福祉総務費では、献血活動への協力、地域で活動していただいている社会福祉の各種団体



への補助を通じ、地域福祉活動の推進・強化を図らせていただきました。

62ページ、19節において、約100万円の不用額を計上しておりますけれども、これは社会福祉協議会において77万円、ボランティア活動の助成について22万円がその対象でございます、活動実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、63ページでございます。

2目障害者福祉費ですけれども、これは具体的にはサービスを利用するための障害程度区分認定審査会に係る経費、事業所が提供した介護や訓練に関する給付費などがございます。

主な不用額としては、64ページ、20節でございます介護給付費、訓練等給付費でございますが、これは利用される方の心身の状態によりまして給付が変動するものでございますので、不用を生じているという状況でございます。

続きまして、64ページ下段から67ページ中段までが3目高齢者福祉費でございます。

高齢者福祉費では、敬老会や金婚をお祝いする会の開催でございますとか、介護予防に係る事業、高齢者世帯への緊急通報装置の貸与、配食サービスなどを実施させていただいているほか、町内にごございます既存のグループホーム3カ所に対してスプリンクラー工事、これは県からの補助でございましたけれども、でありますとか、新たに介護施設を設置する事業所に対する国・県からの補助金などが主な費用でございます。

これにつきまして、主な不用額といたしましては、8節報償費におきまして長寿祝金の支給対象者の実績によるもの、11節需用費においては、敬老会、金婚をお祝いする会に係る食費の減、13節委託料において、生きがい活動支援通所事業でありますとか、紙おむつ支給事業、ふれあい安心電話の実績によるもので不用額が生じているところでございます。

また、66ページ、19節でございます。老人福祉施設措置費負担金につきましては、これは措置費に係る支出でございます、これについては措置人数の減により不用ということが生じている状況でございます。

また、20節扶助費に関しましては、はり・きゅう・マッサージ費の一部を助成いたします、はり・きゅう・マッサージ等施術費助成金の実績を下回ったことなどによるものでございます。

続きまして、67ページ下段以降、68ページまでをごらんいただきたいと思います。

こちらから4目医療給付費となります。こちらにつきましては、福祉医療制度の事務費でありますとか、医療費のほか、国民健康保険、後期高齢者医療の特別会計への繰出金の支出が主なも

のでございます。

不用額の主たるものとしたしましては、68ページ、19節負担金補助及び交付金の中にあります、高齢者に係る医療費の公費負担分でありますものが実績により減額となったもの、20節扶助費、福祉医療制度による医療費扶助において、24年度における医療費が当初予想しておりました伸びが下回ったことなどによって町単独分と合わせて930万円強の不用額が生じているという状況でございます。

続きまして、3款2項1目児童福祉総務費でございます。こちらは68ページ下段から69ページ上段までになりますけれども、こちらは児童館事業といたしまして、もとだて児童館等において遊びや集団活動を通じての子供の育成を目指し実施した各事業の経費が主なものでございます。

続きまして、69ページ中段以降をご説明させていただきます。

2目子ども手当費でございますけれども、こちらは中学3年生までの児童を養育している保護者に対して支給されるものでございます。これは23年度までの事業でございましたけれども、実は24年度分につきましては、支給が6月での支給というルールになっておりますので、2月分、3月分がここに計上されているということでございます。なお、24年度以降の児童手当につきましては、6目の部分でご説明させていただきたいと思っております。

続きまして、69ページ一番下ですけれども、ひとり親家庭福祉費でございます。こちらについては、ひとり親家庭に対する支援に係るものでございまして、小学校・中学校を卒業する児童の方々に対して激励品として図書カード、これを差上げた費用となっているところでございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 続いて、次のページ、70ページから72ページにかけての4目児童福祉施設費でございます。

24カ所の児童遊園地ともとだて児童館の施設の管理経費、並びに千畑、六郷、仙南の3保育園の職員等の人件費、給食等の運営費、それから施設の管理経費に加えまして、通園バス4台の運行に要した経費でございます。なお、保育園の年度末の園児数は460人となっております、認定こども園として幼保一体機能を十分に活用し、園運営を行っております。

また、7節賃金の看護師を各園に配置しておりますが、急な発熱、けが等で570人に処置しております、園児の保健対応に成果がございました。

不用額の主なものは施設管理にかかわるもので、実績により11節需用費の燃料費、光熱水費、修繕料、管理用消耗品、保育関係では、7節賃金の保育士等賃金、11節需用費の賄材料費、13節委託料の広域保育所入所の委託料がでございます。流用につきましては、臨時保育士の社会保険に

不足が生じたため、子育て支援費の共済費に流用させていただいたものでございます。

引き続き、5目子育て支援費でございますが、認定こども園、子育て支援センターで実施している就学前児童の一時保育や保護者の就労等による不在家庭対策をする放課後児童クラブの運営と子育て環境の整備に要した経費で、人件費と施設の整備及び管理経費が主なものでございます。入園しないで在宅で子育てされている方々への支援についてですが、こちらは3地区合わせて延べ2,278人の乳幼児の参加を得て、保育指導、情報交換等を行い、子育てのサポート体制の充実を図っております。一時保育についてですが、773人をお預かりし、保護者の就労等の緊急的な保育に対応する体制を整えております。放課後児童クラブについては、登録児童124名が保護者が帰宅するまでお預かりいたしております。児童の保護と遊び場の提供をしながら、保護者の負担軽減と児童の健全な育成を図っています。

2節から4節までは人件費でございます。

7節からは認定こども園、子育て支援センターの運営と放課後児童健全育成事業を実施しております放課後児童クラブ施設の維持管理に要した経費であります。この中で13節委託料には、仙南地区放課後児童クラブに児童を移動するためのバスの運行委託料、15節工事請負費では、旧仙南中学校セミナーハウスに放課後児童クラブを設置するための工事に要した経費がございます。流用につきましては、4目児童福祉施設費から4節共済費に流用したものでございます。

こちらの不用額でございますが、施設にかかわる大きな不用額はございませんが、7節賃金の保育士等賃金、学童指導員賃金、11節需用費の管理用消耗品、放課後児童健全育成事業の食糧費に実績による不用額がございます。

○福祉保健課長（村山太郎君） 続きまして、73ページ下段から6目児童措置費でございます。

こちらにつきましては、先ほどご説明申し上げた子ども手当が平成24年4月から児童手当に制度改正されたことに伴う経費でございます。74ページをお開きいただきますと、扶助費20節でございます。こちらの備考欄に書いてありますように、中学生までのお子さんを持つ家庭に対して支給しているものでございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 3項1目国民年金事務費につきましては、11節は事業に係る参考図書購入、12節は専用端末に係る通信費、19節は国民年金協会の負担金でございます。

続きまして、4項1目災害対策費20節扶助費でございます。これは火災等の災害を受けられた方に対するお見舞金でございますけれども、昨年は4件お見舞金を出してございます。うち1名の方が亡くなられてまして、不足の一部を流用して支出をしてございます。

○議長（高橋 猛君） 次に、4款衛生費について、福祉保健課長から順次説明を求めます。

○福祉保健課長（村山太郎君） 4款衛生費に入らせていただきます。75ページ以降をごらんいただければと思います。

4款1項1目保健衛生総務費でございますけれども、こちらは、保健センターの管理費のほか、健康づくり、食生活改善、自殺予防等に関する費用でございます。

主な不用額といたしましては、8節報償費におきまして、健康づくり推進員報償の実績でありますとか、メンタルヘルスサポーター養成研修等の、こちらは自殺予防対策事業でございますけれども、講師謝金の実績によるもの、そして11節需用費におきましては、保健センターの修繕料等の実績によるもので生じているところでございます。

続きまして、77ページ上段から78ページ上段まででございます。

こちらは2目予防費となりますけれども、こちらではインフルエンザやヒブワクチン等の予防接種を初め、特定健診でありますとか、各種がん検診、または乳幼児健診などに要する費用を計上している部分でございます。

主な不用額といたしましては、11節需用費におきまして、乳幼児健診の際に使用する指導用教材の購入実績でありますとか、13節委託費において、妊婦健診の委託料もしくはインフルエンザ予防接種、そして乳幼児予防接種等において見込みが実績を下回ったことによって不用が生じたということが、その大宗でございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 3目環境衛生費でございます。主なものとして、8節報償費では、不法投棄監視員7名の報償、水の郷シンポジウム、水環境学習時の講師謝礼を支出してございます。13節では、上から2行目でございますが、調査委託料として六郷地区最終処分場の廃止に向けた調査計画の作成、仙南地区最終処分場の廃止確認申請書の作成を行ってございます。環境水質調査分析でございますが、5行目と7行目に同じ名目がございますけれども、5行目が町内7河川の水質調査、7行目でございますが、最終処分場2カ所の水質検査に係るものでございます。

15節は六郷処分場へのモニタリング設備及び構造基準に適合するフェンス等の土木工事を実施してございます。

19節は広域斎場の負担金、斎場使用に係る負担金332件分でございます。

続きまして、清掃費でございます。79ページ下段から80ページ中段まで続きます。清掃費でございますが、ごみの処理全般にかかわるものでございまして、家庭系の燃やせるごみは前年比3.1%の増、燃やせないごみでございますが、前年比1.6%の増、粗大ごみを含めた全体量は前年

比2.1%の増となっており、全体に増加傾向でございます。

1節報酬でございますが、廃棄物等減量審議会委員の報酬8名分でございます。12節役務費でございますが、ごみ袋販売に係る手数料、13節委託料はごみ収集委託、粗大ごみの回収に係る受け付け事務の委託、燃やせるごみ袋の作成委託、ごみ袋配布に係る委託料でございます。19節は大仙美郷環境事業組合の負担金、またごみ集積施設設置14カ所に係る補助金、生ごみ処理機コンポストの設置に係る補助金は8件分でございます。資源ごみ回収促進助成は2団体に助成してございます。

○建設課長（鈴木 隆君） 3項1目19節の補助金は、長面水道組合への水質改善のための補助金と、本堂城回水道組合及び長面水道組合へ水質検査料の補助金として支出したものでございます。

28節は事業債の償還及び事業の円滑な推進のため、簡易水道事業特別会計へ繰り出したものでございます。

○議長（高橋 猛君） 次に、5款労働費について、商工観光交流課長から説明を求めます。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 5款1項1目労働諸費でございますが、その主な支出は、出稼ぎ関係の経費でありまして、健康診断委託、出稼ぎ傷害保険掛金の負担金等でございます。昨年の出稼ぎ者の届け出人数は86人となっております。

次に、2目雇用対策費ですが、4節共済費から14節使用料及び賃借料でございますが、離職を余儀なくされた労働者等に次の雇用までの就業機会を創出するために緊急雇用対策事業を実施したものであります。8課において12事業を実施し、臨時職員を41人雇用がなされております。なお、詳細につきましては別冊の説明書79ページに記載しておりますので、ごらんいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午後 1時54分）

---

（午後 2時03分）

（17番 深沢義一君 着席）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6款農林水産業費について、農業委員会事務局長から順次説明を求めます。

○農業委員会事務局長（杉澤 哲君） 82ページをお願いします。82ページから83ページ上段まで

の6款1項1目農業委員会費です。

農業委員会の所掌事務である農地法、農業経営基盤強化促進法、独立行政法人農業者年金基金法、その他法令による事務事項の処理に要した経費でございます。農業委員報酬や費用弁償が主なものです。

不用額の主なものとしては、9節費用弁償の実績によるものでございます。

以上です。

○農政課長（深澤克太郎君） 続きまして、83ページ、6款1項2目農業総務費であります。農政課職員の人件費のほか、農政課管理の公用車1台分の経費、通常業務に使用する消耗品費、書籍費等が主なものでございます。

83ページ、84ページ、85ページ下段までの3目農業振興費であります。農業者戸別所得補償制度の事務事業費及び中山間地域等直接支払交付金に要する経費、農業振興に関する各種補助並びにふれあいセンターの管理に要する経費等が主なものであります。

24年度の生産調整目標達成率は99.6%でありました。米の戸別所得補償交付金1,603件、水田活用の所得補償交付金1,288件、産地資金交付金618件、なお、国の交付金10億8,252万円余りは、国から直接町内の農家に11月30日に交付されてございます。

また、県及び町の補助金につきましては、19節にあります町の水田農業応援事業補助金と県の農林漁業振興対策基金事業補助金の中から約2,398万円が町の地域農業再生協議会を通じて、今年の12月5日に576戸の農家に交付いたしました。このほかに19節にあります農林漁業振興対策基金事業補助金では、県のえだまめ日本一産地条件整備事業、経営拡大支援事業、秋田を元気に！農業夢プラン実現事業、オリジナル果樹育成強化事業、合わせて1億1,430万円の事業費に対しまして、47経営体に5,350万5,000円を助成してございます。この事業によりまして、戦略作物の産地拡大と担い手や法人の育成のための機械・施設等の導入と優良繁殖和牛などが導入され、経営の安定化が図られてございます。

また、傾斜地による農業生産条件の不利な農用地を所有する3地区に対しまして、中山間地域等直接支払事業で農業生産活動の維持管理を通じた耕作放棄地の発生防止等の多面的機能が確保されました。また、今年の4月の暴風により農業生産施設の被害を受けた15戸の農家に対して、農業生産施設等復旧対策事業で県と協調助成したことによりまして、経営の再建が図られました。

予備費の流用であります。今年の9月下旬に熊の発生が多く確認されたため、注意喚起の看

板を急遽創設する必要があったため、予備費を流用させていただいております。

不用額であります。7節のふれあいセンター施設管理の賃金、11節の修繕料、19節の農林漁業振興対策基金事業補助金の実績によるものが主な要因であります。

次に、86ページをお願いします。

4目美郷ブランド確立費であります。19節ブランドゆうき応援事業補助金は、堆肥センターで生産された堆肥1,126トンへの購入助成、美郷の大地を施肥した減農薬、減化学肥料の特別栽培米の作付の推進とアスパラガスなどのブランド品目の生産拡大が図られてございます。販売拡大応援事業補助金は、野菜等のブランド品目の加工品販売に対する出荷助成であります。野菜等のブランド品目や農産加工品の対象販売額は5億4,592万円でありまして、23年度より2,311万円の増でありました。

不用額の主な理由であります。昨年の春先、ことしの春先の雪解けがおくれたことによりまして、堆肥の散布時期がおくれたということと、それから昨年の豪雪の影響で冬期の施設園芸作物の販売が思うように伸びなかったということで、合わせて299万円の不用額となっております。

続いて、5目担い手対策費でございます。国の食と農林漁業の再生のための基本方針行動計画に基づき、美郷町の人・農地プランを作成した費用と関連する負担金や補助金であります。そのほか認定農業者協議会補助金、農業経営基盤強化資金、スーパーL資金の補助金などが主なものであります。人・農地プランにつきましては、昨年12月に町一本で、町全体で策定し、中心となる経営体は年度末で166経営体であります。町の水田面積の約35%をカバーして、この計画でカバーしております。このプランに基づきまして、ことしの1月から3月までの3カ月間で15戸の農家、17.7ヘクタールの利用権設定を行いました。農地集積協力金774万円が交付されております。さらには、4名の新規就農者に対しまして青年就農給付金を交付してございます。農業経営基盤強化資金、スーパーLの新規融資は3戸で3,250万円でありまして、融資残55件、2億7,589万円に対して利子助成をしてございます。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 次に、6目農業振興施設管理費でございますが、11節から14節までは道の駅雁の里せんなん、手づくり工房湧子ちゃん及びあったか山生産物直売所等の委託に係る経費でありまして、15節は道の駅の曲がり屋の塗装改修工事が主なものでございます。

不用額の主なものとして、修繕料の実績と精算によるものでございます。

また、予備費の流用ですが、ニテコ名水庵のガス給湯器が破損し営業に支障を来すため、修繕

費用に流用したものであります。

○農政課長（深澤克太郎君） 次に、7目畜産業費、87ページから88ページにかけてご説明申し上げます。

町の畜産振興に要する経費でありまして、需用費の修繕料は、5月3日の突風によりまして、堆肥センターの製品保管庫ハウス屋根の一部被覆が被害を受けたことによる修繕費用であります。また、ことし2月の豪雪で、同ハウスが崩壊してしまい緊急を要したことから、解体費用を予備費から流用させていただいております。再建築に係る費用は3月補正をいただきまして、全額繰越明許にしております。

委託料はアクティセンターの管理と附帯施設設備保守点検の委託料であります。株式会社美郷の大地で受託管理しております。会社では約3,000トンの安全・安心堆肥を生産しております。これまで以上に安全・安心な美郷産農産物の生産供給産地の確立を目指すため堆肥を供給しております。

不用額でございますが、優良牛飼育奨励事業補助金の実績によるものが主なものでございます。

次に、88ページの下段から89ページ、90ページについてご説明申し上げます。

8目農村整備費であります。経営体育成基盤整備事業、農地・水保全管理支払交付金事業負担金や、国の農業基盤整備促進事業費補助金、土地改良事業償還金への助成や農村公園管理業務委託料が主なものであります。

24年度の経営体育成整備事業では、本堂地区199.8ヘクタールの湧水処理工事、羽貫谷地地区39.6ヘクタールの暗渠排水工事、大畑地区29.4ヘクタールの面工事を実施しておりまして、24年度で3地区の面工事が完了しております。

なお、3地区の経営体育成基盤整備事業費負担金4,120万5,000円、国の農業基盤整備促進事業費補助金1,902万円、経営事業の一部につきましては、翌年度に繰り越ししております。

また、農地・水保全管理支払交付金事業は、共同活動として13組織、向上活動として1組織で取り組みをしております。1億1,500万円の交付をそれぞれの組合で合わせて受けてございます。24年度より始まりました国の農業基盤整備促進事業では、区画拡大が6.21ヘクタール、暗渠排水が4.86ヘクタールの取り組みがありました。

不用額についてであります。農地・水保全管理支払事業交付金での事業費減や、農地転用、道路買収等に伴う対象面積の減少、それから施設管理委託料の実績減が主な不用額となっております。



います。

予備費流用であります。昨年の11月に金沢ダムの底樋の清掃のため放水した際、底樋の鉄板が用水路を遮断してしまいまして、その水が水路をあふれてしまいまして、県管理の一般1級河川、中ノ目川右岸に損傷を与えてしまいました。急遽安全対策が必要なため、その補修工事費として予備費を流用させていただきました。

農村整備費は以上であります。

○**税務課長（高橋 潔君）** 9目国土調査費は、仙南地区0.69平方キロメートル、千畑地区0.95平方キロメートルについて、一筆地測量を行い、その成果を閲覧確認していただき、県より認証を受けた事業を実施しております。

○**農政課長（深澤克太郎君）** 続きまして、91ページ下段から92ページをお願いいたします。

2項林業費1目林業費であります。森林の多面的機能の維持増進と地域林業の育成、松くい虫防除対策事業が主なものでございます。松くい虫の防除については、7月初旬に仏沢、一丈木両公園で10ヘクタールの地上散布、薬剤散布をしてございます。12月から3月までは千畑松並木、一丈木公園で84本、仙南、東山本地区の松81本、仙南東西法寺墓地周辺の松及び六郷・仙南小学校施設内の松49本、合計214本に樹幹注入をしたことにより予防をしてございます。また、国・県の森林整備活動支援事業交付金によりまして50ヘクタールの経営計画の作成促進、35ヘクタールの施業集約の促進、337.69ヘクタールを対象とする作業路網の改良活動の支援を行ってございます。

○**議長（高橋 猛君）** 次に、7款商工費について、商工観光交流課長から説明を求めます。

○**商工観光交流課長（高橋一久君）** それでは、商工費のほうをご説明します。

1項1目商工総務費でございますが、主なものといたしましては、サテライト六郷関係、CM大賞に係る経費、帯同取材対応経費等でございます。13節でCM大賞のビデオ作製を委託、また19節では県観光連盟と関係団体への経費でございます。

次に、2目商工振興費ですが、商工団体等への活性化支援と企業支援、企業誘致等に係る経費及び特産品開発に対する支援であります。

次のページをお願いいたします。

商工支援の主なものとして、19節にあります中小企業振興資金保証料補給等補助金ですが、利子補給211件、保証料補給179件となっております。また、企業支援の主なものとしては、同じく19節で企業誘致奨励金として2社に対して助成いたしております。特産品開発では13節でラベン

ダーオイルの利活用に向けた調査研究を、19節では炭酸水開発等の支援を行ったところであります。

なお、不用額の大半は、中小企業振興資金保証料補給等補助金の申請が減少したものによるものです。

また、予備費の流用については、首都圏企業懇談会の費用に不足が生じたため流用したものであります。

次のページ、95ページ、3目観光費でございますが、7節から14節までの主な経費は、後三年駅舎の改修、それから大台野広場、雁の里山本公園、トイレパーク等観光施設の施設管理経費でございます。

また、その不用額の主なものは、経費削減や請け差等による実績によるものでございます。

次のページ、96ページをごらんください。

15節は看板・案内板設置工事で、町内誘導看板の繰り越し工事が76基と、24年度発注施工分39件を整備いたしました。18節の施設用備品につきましては、大台野ビッグテント、後三年駅舎等の備品購入費用でございます。次の19節では、関係団体等への補助金の支出でございます。

予備費の流用についてですが、大台野広場の遊具に不具合が見つかり、緊急に修繕するため流用したものでございます。

次のページ、97ページの中段からになります。

4目温泉施設費でございますが、11節から14節については、3温泉の源泉等に係る費用であります。

また、不用額の大半は11節光熱水費で実績によるものでございます。15節は主に湯とぴあの冷暖房設備工事とあったか山防護柵改修工事費用で、18節は厨房機器等の購入費用でございます。

また、予備費の流用についてですが、あったか山の非常用照明バッテリーに不具合が見つかり、緊急に修繕するため流用したものでございます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 次に、8款土木費について、建設課長から説明を求めます。

○建設課長（鈴木 隆君） 8款の土木費についてご説明いたします。98ページからお願いいたします。

8款1項1目土木総務費は人件費が主な支出です。そのほか7節から14節では地下水位計6カ所、地下水涵養池4カ所の設置及び維持管理に伴う経費を支出しております。

続きまして、2項1目の道路橋梁総務費ですが、主な支出といたしましては、13節では町道未登記解消のための登記事務及び測量調査委託料と事務事業委託料は、千畑地区の土崎小荒川圃場整備の町道認定に伴う道路台帳補正業務委託料として支出したものでございます。19節は各種協議会の負担金を支出したのですが、説明欄上段の負担金につきましては、西法寺ため池適正化事業の町道管理者分として事業費の30%を支出したものでございます。

続きまして、99ページから100ページ、2目道路維持費ですが、町道の維持及び除排雪作業や除雪機械整備など冬季交通の確保のため支出した経費が主なものでございます。平成24年度の豪雪によります除雪車両の一斉出動の回数は43回で、除雪のための支出は3億2,450万2,000円となっており、過去最高額となっております。除雪経費以外では、15節の一般土木工事では、作山南明田地線歩道補修工事や町道のパッチング、ガードレール安全柵補修工事など13件、路面標示工事を4件、舗装工事7路線の工事費を支出しております。18節はロータリー除雪車1台と11トンドーザー1台を購入したものでございます。

不用額は主に除雪経費で、補正後の降雪が少なかったことによるものでございます。

続きまして、101ページから102ページの3目道路新設改良費ですが、町単独事業として町道7路線、社会資本整備総合交付金事業として5路線の道路改良舗装工事、それから測量設計、積算資料作成業務や資料物件調査、登記事務委託料業務など26件を実施し、町道の利便性や安全性の向上を図ったものでございます。補正につきましては、国の経済対策によるものですが、町道8路線の工事費と、豪雪により年度内に工事完了が見込めなかった4路線の工事費と、関係する経費を含む事業費2億6,747万6,000円を翌年度に繰り越しております。

なお、不用額につきましては、請負差額や事業費の精査によるものでございます。

続きまして、4目橋梁維持費でございますが、13節、15節はいずれも厨川橋梁補修工事実施等のための工事費として支出したものでございます。

続きまして、3項1目河川総務費でございますが、主な支出につきましては、13節、15節で大台川護岸補修工事3件の工事費を支出したものでございます。19節は河川愛護会や関係団体の負担金、補助金として支出したものでございます。

同じく4項1目都市計画総務費ですが、主な支出につきましては、13節事務事業委託料で都市計画区域の基礎調査業務委託料として支出したものでございます。

続きまして、103ページから104ページ、2目都市公園費ですが、都市公園の維持管理に要した経費で、主な支出は、11節の修繕料では中央公園トイレ屋根修繕など3件、13節では公園施設管

理業務委託料といたしまして都市公園その他公園施設管理委託業務11件、15節では一般土木工事といたしまして畑屋湧水公園芝張り工事など3件、建築一式工事としてパークハウス解体撤去工事など3件の工事費用を支出したものでございます。

なお、不用額は、各施設の事業実績によるものでございます。

続きまして、5項1目下水道費でございますが、主な支出は、19節の浄化槽水質環境保全補助金1,131件と浄化槽設置補助金49件分でございます。28節は事業の円滑化を図るため下水道特別会計への繰出金を支出したものでございます。

続きまして、105ページの6項1目住宅管理費でございますが、町営住宅12カ所、189戸の適正な維持管理のために要した経費で、主なものといたしましては、15節工事費で上鍵田住宅の水道接続工事や駐車場の区画線設置工事、野荒町住宅の外壁改修工事として行ったものでございます。19節負担金は野荒町住宅の農業集落排水への加入負担金と太陽光発電システム普及補助金1件、住宅リフォーム補助金170件を支出としたもので、対象工事額は3億2,425万1,000円となっております。

なお、不用額の主なものは、13節住宅除雪作業委託料の実績によるものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 次に、9款消防費について、住民生活課長から順次説明を求めます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 105ページから106ページに至るものでございます。106ページをお開きいただきます。

1 目常備消防費でございますけれども、これは広域消防に係る負担金でございます。消防救急無線のデジタル化に係る費用につきましては、繰越明許として事業を実施してございます。

2 目非常備消防費でございます。これは町消防団に係る経費でございます。消防団は409名でございます。また、消防団に係る総合事務組合の負担金、防災ヘリやまどりの運用に係る負担金を支出してございます。

3 目消防施設費でございますけれども、これにつきましては、消火栓等の消防設備に係るものでございまして、24年度では防火水槽2基を新設してございます。また、消火栓12基を新設してございます。

次に、108ページでございます。4 目水防費でございますけれども、これは水防にかかわる経費でございますが、本道町の火災発生現場の処理に要した機械の借上料でございますが、これを予備費を加えまして14節から支出してございます。また、青い羽根募金の還元金を各集落に負担

金、19節から支出をしてございます。

次のページ、109ページに参りまして、5目災害対策費でございまして。これは住民生活課関係では、空き家対策防災備蓄、防災行政無線、この維持を主な目的としてございまして。ここでは防災行政無線にかかわる電気料、修繕料、また消耗品としては防災備蓄、生活用品及び食料品を備蓄してございまして。また、防災コミュニティー事業として1組織に助成をしてございまして、自主防災組織62組織に係る助成金も支出してございまして。なお、24年度中に係る空き家に係る助言でございまして、114件実施をしてございまして、解体等の対応をとられた空き家は13件でございました。

○総務課長（高橋 薫君） 続いて総務課関係でございまして。

4月3日の暴風による災害対応経費で予備費より流用しております。倒木等の処理経費、発電機借り上げ等の経費を支出、また携帯用の災害発生時の初動マニュアルを作成し職員に配付、災害時の迅速な体制の強化に努めてございまして。

○議長（高橋 猛君） 次に、10款教育費について、教育次長兼教育総務課長から順次説明を求めます。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 110ページ、10款1項教育総務費1目教育委員会費ですが、これは教育委員会の会議運営に要する経費で教育委員4名の報酬や委員の研修旅費等が主なものであります。

同じく2目事務局費ですが、主な支出といたしましては、教育総務課職員の人件費のほか、8節報償費では学校評議員報償費、就学指導委員会委員報償費や教育アドバイザーの報償費、不審者対策に要したスクールガードリーダーの経費などでありまして。11節需用費は、事務局の事務経費や教育法規の追録代、美郷中学校開校記念祝賀会に伴う食糧費、美郷中学校開校に係る式典消耗品費などが主なものでございまして。13節委託料は、昨年度から導入しました安全・安心メールシステムの運用保守委託料、千畑・仙南両小学校開校に伴う事業委託料などでありまして。19節負担金補助及び交付金は、大曲仙北教育研究会の助成金や、閉校となりました5つの小学校の閉校記念事業に伴う補助金などでありまして。

112ページ、同じく3目教育助成費ですが、4節、7節は特別な支援を要する子供への生活支援員への人件費や社会保険料でございまして。

さらに、8節は劇団ひまわり公演の開催経費や小学生英語セミナー講師報償費、11節、12節、13節はスクールバス8台の運行管理経費、18節は統合小学校に向けたスクールバス6台の購入費

です。なお、スクールバスの運行は通園・通学のみならず、校外学習等の特別運行にも使用されており、学習の向上に寄与しております。19節はスポーツ振興センター負担金、20節は要保護、準要保護の児童生徒に対する就学援助費、21節は新規15名、継続33名、合計48名に対する奨学資金貸付金でございます。

主な不用額は、実績による11節管理用消耗品費と、13節委託料のスクールバス運行委託料でございます。

113ページ、同じく4目外国青年招致費ですが、これは学校に配置している2名の外国語指導助手の委託料であります。

本ページから115ページ前段にかけての2項小学校費1目学校管理費でございますが、6小学校の施設管理経費と施設的环境整備経費でございます。施設管理では、11節需用費の燃料費、光熱水費、修繕費、13節委託料の警備保障や機器の点検、樹木剪定等の委託が主なものでございます。環境整備といたしましては、学校再編に係る25年度開校の統合小学校の改修事業が主なもので、旧仙南中学校、千屋小学校の大規模改修等に要した経費が13節委託料の改修工事の設計監理委託、次年度対策経費ですが、仙南小学校のプールの地質調査並びに実施設計委託がございません。15節工事請負費では、仙南・千畑地区小学校の大規模改修及び千屋小学校の多目的室増築工事及び外構工事がございます。また、六郷小学校におきましては、テレビ共同受信設備の撤去、通級教室電話設置、情緒不安定児童安全対策用の窓格子設置工事を実施しています。18節は仙南小学校P Cサーバー交換、学校教材備品及び一般備品購入経費で、大きなものは仙南西小学校の1年生から3年生用の椅子と机67セットの更新を実施しています。そのほかに昨年冬、皆様に大変ご心配をおかけしました千屋小学校の灯油漏れ事故に関連した経費がございまして、灯油を吸収した雪処理及び汚染土の処理費を12節手数料で、汚染土の掘削運搬処理を13節委託料で支出してございます。

予備費流用は、この灯油漏れ事故により12節処理手数料、13節委託料に流用させていただいたものであります。

不用額に大きなものはございません。

115ページ、2目教育振興費ですが、総合学習や学校行事など教育の振興に関する経費です。主な支出といたしまして、卒業生への卒業記念品、総合学習時の指導者、講師の謝礼、12節はインターネット利用料金等でございます。

主な不用額ですが、14節使用料及び賃借料で、コピー機と印刷機借り上げ実績による不用額が

ございます。

次に、本ページから117ページにかけての3項中学校費1目学校管理費であります。小学校と同様に中学校の施設の維持管理と教育施設環境整備に要した経費であります。

施設管理では11節燃料費、光熱水費、修繕費、13節の警備保障や機器の点検委託が主なものであります。環境整備は13節委託料に中学校陸上競技場トラック改修工事の調査実施設計業務委託料、15節工事請負費で、雪害による旧千畑中バックネット撤去、陸上競技場周辺整備、自転車立て、2階の窓・手すり、通学路看板設置、バスケットコートライン修正、それから陸上競技場トラック改修工事を実施しております。

大きな不用額、予備費流用はございません。

次に、2目の中学校に関する教育振興費ですが、これも小学校と同様に卒業記念品や総合学習、学校行事に要した経費を支出したものでございます。主な支出といたしましては、11節のいじめ防止リーフレットなどの印刷製本費、総合学習や学校行事に要する消耗品、19節負担金補助及び交付金では生徒派遣等補助で64回の大会等に生徒を派遣しております。

続きまして、118ページ、4項1目幼稚園費ですが、町内認定こども園、千畑なかよし園、六郷わくわく園、仙南すこやか園のうち、幼稚園の職員及び臨時職員の人件費、給食等の運営経費、施設の維持管理と環境整備、そして通園バス4台の運行に要した経費が主なものでございます。年度末の幼稚園児数は158名でありました。環境整備といたしまして、六郷幼稚園・保育園建設事業がございしますが、23年度繰り越し予算として13節委託料、実施設計業務委託に769万円、それから15節工事請負費に5億3,446万1,000円を繰り越し、24年度当初予算とともに建築・電気・機械設備工事を実施しております。15節工事請負費のそのほかの工事ですが、なかよし園冷房設備、すこやか園の温水ヘッター交換工事を実施しました。それから、18節備品購入費においては、なかよし園大型遊具の更新をしております。

予備費流用については、18節備品購入費に流用し、24年3月より開始された県による給食食材の放射線測定のための検査用食材作成用のフードプロセッサーを各園に1台配置し、調理員の作業軽減を図っております。

不用額の主なものは実績によるものですが、11節需用費の通園バス等燃料費、それから修繕料、13節委託料で23年度繰り越し分の新わくわく園実施設計委託料、除雪作業委託料、通園バス運行委託料、それから14節使用料及び賃借料の事務機器借上料と農業集落排水施設使用料、15節工事請負費での六郷幼稚園・保育園建設工事23年度繰り越し分と24年度予算対応分、そして18節

備品購入費に施設用給食用備品購入の不用額がございます。

○生涯学習課長（小林宏和君） 120ページをお願いします。5項1目社会教育総務費ですが、生涯にわたっての学び続ける美郷町を目指すため、町民全てがかかわることができるよう各種社会教育事業を実施いたしました。子育て思春期講座の開催、わくわくスクールやみさぼーととの連携による学校支援本部事業、健康・歴史等に関する講座、いきいき大学の開講など、各種学習に必要な講師謝礼等は8節にて、各種団体活動補助金は19節にて支出しております。

24年度の社会教育事業の参加者総数は約1万1,400人と推計してございます。

122ページをお願いいたします。

2目図書館費でございますが、読書推進に関する事業といたしましては、小学生から高校生を対象とした読書感想文コンクールには176点の応募があり、ブックスタート事業として乳幼児と保護者の触れ合う機会を助長するため、絵本パックを121名にプレゼントしております。必要な謝礼金、記念品代は8節報償費にて支出をしてございます。また、図書館の維持に必要な経費は各節で支出しておりますが、24年度の来館者総数は2万1,000人、貸し出し冊数は3万5,310冊となっております。

続きまして、123ページをお願いいたします。

3目文化財保護費でございますが、町指定文化財の適正な維持保存に要する経費が主なものでございます。最初に、予算現額の継続費及び繰越事業費、繰越額の2,087万1,000円につきましては、平成23年度に着手しました坂本東嶽邸母屋棟の耐震改修工事を繰り越したもので、昨年11月に再オープンし現在に至りますが、その設計監理料が13節、工事は建築一式工事として15節で支出してございます。文化財発掘事業につきましては、湯殿屋敷及び谷地中遺跡の遺物整理等に要する発掘調査賃金を7節、各遺跡の維持管理に要する委託料を13節で支出をしてございます。

次に、124ページ、4目社会教育施設費でございます。

公民館や交流センター、各資料館等社会教育施設の維持運営に要する経費を各節で支出してございます。中央ふれあい館は3款、ふれあいセンターは6款で支出してございますが、当課管理のいわゆる交流施設全般の利用者人数は6万4,500人となっております。

126ページをお願いいたします。

次に、6項1目保健体育総務費でございます。生涯スポーツ推進に係る経費といたしまして町体育協会の各種スポーツ大会委託料、それからニュースポーツ教室開催委託料は13節、各種スポーツ団体への運営活動支援といたしまして補助金を19節で支出してございます。24年度は体育協



会が21団体、スポーツ少年団が31団体となっております。それから、美郷中学校が誕生しました。中学校を発着とする新コースで中学校新人駅伝競走を開催してございますが、大仙・仙北管内から17チームの参加の中、男女とも美郷中が優勝を飾ってございます。

続きまして、128ページをお願いいたします。

2目保健体育施設費でございますが、総合体育館を初めとする各地区の体育館、武道館、野球場等社会体育施設全般の維持運営に関する経費を各節にて支出してございます。また、施設利用者が安心して健康づくり・体力づくりができるよう15節にて施設改修を行ってございます。主に美郷球場の格納庫の新設、それからスタンドの電気機械設備の改修を実施してございます。

繰越明許費の11節16万5,000円、13節247万4,000円、15節4,722万8,000円につきましては、中央・南体育館の耐震改修に要する経費で間もなく完成の見込みであります。

24年度の体育施設利用者総数は17万500人となっております。

以上であります。

(2番 熊谷良夫君 着席)

○教育次長兼教育総務課長(下田 亮君) 続きまして、3目学校給食費ですが、北及び南学校給食センターの施設管理に要した経費であります。主な支出は、11節需用費、燃料費、光熱水費、修繕料、管理用消耗品、給食材料費、13節委託料は、内訳が調理員人件費である学校給食協会への給食業務委託料、それから15節工事請負費では、南給食センターの外壁補修工事、配管継ぎ手ベローズ交換工事、蒸気ボイラー等入れかえ工事を実施しております。

予備費流用は、15節工事請負費の北学校給食センターエアコン室内機コンプレッサーが動かなくなったため交換工事と、18節備品購入費で、幼稚園同様の食材の放射線測定のためのフードプロセッサー2台の購入に流用しております。

不用額の主なものですが、実績により11節燃料費、光熱水費、給食賄材料費と、食中毒の原因となる細菌、感染症集団発生がなかったことによる12節役務費の検査手数料、13節除雪委託料、14節使用料及び賃借料の農業集落排水使用料にございます。

○議長(高橋 猛君) 次に、11款災害復旧費について、農政課長から順次説明を求めます。

○農政課長(深澤克太郎君) 11款1項1目農林水産業施設災害復旧費であります。平成24年度は農林水産施設災害がなく、全額不用額としております。

○建設課長(鈴木 隆君) 同じく2項1目公共土木災害復旧費ですが、本目の主な支出は、平成23年度繰り越し事業の町道真昼岳線3カ所の災害復旧工事として実施したのり崩壊防止工事と、

平成24年度道路凍上災害工事9路線の工事費と測量調査委託料等を支出したものでございます。

繰越明許費につきましては、道路凍上災害工事9路線の前払金を差し引いた残りの工事費を25年度に繰り越したものでございます。

なお、不用額は請負差額や事業実績によるものでございます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 次に、12款公債費から14款予備費まで、企画財政課長から説明を求めます。

○企画財政課長（本間和彦君） 12款公債費でございますが、町債の償還元金及び利子でございます。132ページをお願いいたします。

1 目元金のうち、備考欄、繰上償還元金でございますが、財政健全化の取り組みといたしまして繰上償還を実施したものでございます。

2 目利子のうち、繰替運用利子でございますが、一時的に歳計現金が不足した際に基金を繰りかえ運用した際の利子分でございます。

続きまして、13款諸支出金でございますが、1 項普通財産取得費は支出がございません。

2 目基金費の積立金でございますが、これは基金に積み立てた経費でございます。内訳につきましては備考欄をごらんいただきたいと思います。

続きまして、14款予備費でございますが、災害対応経費などの緊急の予算外の支出及び予算超過分の支出に充用してございます。充用額合計は1,408万1,000円でございます。

次に、133ページの合計欄をお願いいたします。

歳出の合計でございますが、予算現額128億6,378万6,000円に対し、支出済額118億5,107万1,846円、繰越明許費5億9,054万1,000円、不用額4億2,217万3,154円となっております。

次のページ、134ページをお願いいたします。

24年度の実質収支でございますが、歳入総額123億3,455万9,000円、歳出総額118億5,107万2,000円、歳入歳出差引額4億8,348万7,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額4,268万6,000円となり、実質収支額は4億4,080万1,000円となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 次に、財産に関する調書について、総務課長から順次説明を求めます。

○総務課長（高橋 薫君） 209ページでございます。

1 公有財産ですが、土地、建物、それぞれ区分ごとの地積、面積の異動状況を記載しております。

す。(1)は、土地、建物の総括表であります。

初めに、土地について決算年度中の増減高の主な内容について説明いたします。

旧千畑交流センター敷地を普通財産に変更したことによる土地区分の増加と減少、旧千畑中学校を北ふれあい館に変更したことによる土地の区分の増加と減少、北運動公園テニスコートを廃止したことによる土地区分の増加と減少、中野地区・六郷地区の防火水槽用地取得による増加、遊休地等の払い下げ5件による減少等で、合計1,613平方メートルの減となっております。

次に、建物についての主な増減の内容について説明いたします。

まず、木造についてですが、千畑小学校多目的教室の増築による増加、カントリーパークハウス、わくわく広場トイレの取り壊しによる減少、六郷幼稚園・保育園建築による増加で、合計2,387平方メートルの増となっております。

次に、非木造についてですが、旧千畑交流センターをJ A秋田おばこに譲渡したことによる減少、旧千畑中学校を北ふれあい館に変更したことによる区分の増加と減少、旧北体育館を廃止し普通財産に変更したことによる区分の増加と減少、旧自転車競技場管理棟と附属トイレですが、美郷町スポーツ振興事業団からの寄附による増加と、美郷野球場機械格納庫建築による増で、合計1,111平方メートルの減となっております。

次のページ、210ページと211ページは、ただいま説明した土地建物を行政財産と普通財産に区分けして記載しているものでございます。

次に、212ページ、(2)山林ですが、立木の推定蓄積量の減は仏沢地区と潟尻地区の町有林の搬出間伐により売却した立木の減でございます。

次の(3)物件と、次のページ、(4)有価証券については異動がございません。

214ページ、(5)出資による権利ですが、秋田県町村土地開発公社解散に伴う支出金の返還による減と、有限会社あったか山解散に伴い、残余財産が分配され清算されたことによる減でございます。

続いて、215ページからの物品ですが、こちらは取得価格100万円以上の物品について記載しておりまして、それぞれの欄に増減を示してございます。

以上でございます。

○企画財政課長(本間和彦君) 続きまして、217ページ、3債権についてでございますが、決算年度の歳入に係る債権以外の債権について調書を作成したものでございます。上段の奨学資金貸付金から地域総合整備資金貸付金までがそれぞれの貸付金の決算年度後の償還金残高を債権として

記載してございます。

町民税につきましては、24年度に課税された町民税のうち、年度を越して納付される部分について債権として記載してございます。下水道事業受益者負担金につきましては5年に分割して徴収することとなってございまして、年度を越して納付される部分について債権として記載してございます。

続きまして、次のページの4基金についてでございますが、これは3月31日現在の各基金の状況を一覧にしたものでございます。区分欄の現金につきましては、現金または預金として管理している金額を記載してございまして、債権につきましては基金積み立てとして調定した額、繰りかえ運用している額、貸し付けしている額を記載してございます。したがって、現金と債権等を合計した額が年度末の基金残高となるものでございます。

主な基金の現在高ですが、財政調整基金が15億8,000万円、減債基金が5億511万1,000円、振興基金が15億9,700万円、公共施設整備基金が8億4,700万円となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで認定第1号の説明が終わりました。

ここで10分間休憩します。

（午後 2時55分）

---

（午後 3時05分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎認定第2号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第15、認定第2号 平成24年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（村山太郎君） それでは、認定第2号 平成24年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてご説明申し上げます。

決算書139ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税では、税の収納率が医療給付費分の現年度課税分で95.20%となっております。

続きまして、140ページでございます。

2 目退職被保険者等国民健康保険税では、同じく税の収納率が医療給付費分の現年度課税分で97.44%となっているところでございます。

続きまして、141ページをごらんください。

2 款使用料及び手数料は、税の督促に係る手数料でございます。

続きまして、同ページ中段から次ページ上段にかけてでございますけれども、3 款 1 項国庫負担金につきましては、医療費や介護給付金に対する定率補助のほか、標準高額医療費拠出金に係る4分の1国庫負担に係るものが主なものでございます。

1 項国庫負担金、2 項国庫補助金につきましては、保険者の財政力の不均衡の調整や地域の実情が勘案されて交付される財政調整交付金が主なものとなっております。

続きまして、142ページでございます。下段から143ページ上段に続きますけれども、4 款療養給付費等交付金におきましては、退職者医療費分に係る社会保険診療報酬支払基金からの繰入金になっております。こちらは前年度比13.5%の増となっているところでございます。

続きまして、143ページ中段でございます。

5 款前期高齢者交付金におきましては、65歳から74歳までの高齢者の加入割合に係りまして保険者間の不均衡を調整するための交付金でございます。

続きまして、後半部分でございますけれども、6 款県支出金につきましては、画一的な財政力の測定基準では対応し切れない特別の財政事情がある場合に交付される調整交付金でございます。

続きまして、144ページ下段から145ページ中段に続く部分でございます。

7 款共同事業交付金でございますけれども、こちらは高額の医療費の支払いにつきまして都道府県を単位として共同事業を行うものでございまして、前年度からこちらについてはほぼ横ばいの状況ということでございます。

続きまして、145ページ後半でございますけれども、8 款財産収入におきましては、国民健康保険事業基金の利子の歳入でございます。

続きまして、9 款繰入金でございますけれども、一般会計及び国民健康保険事業基金からの繰

入金になっております。

引き続きまして、146ページでございます。

10款繰越金では、前年度からの繰越金を計上しているところでございます。

続きまして、147ページから149ページまでをごらんください。

11款諸収入では、1項は延滞金、2項は国民健康保険特別会計の利子、3項雑入では1目及び2目において、交通事故等を原因とする第三者納付金でありまして、こちらについては24年度は一般被保険者分のみ該当がありまして2件、3目と4目においては国民健康保険から社会保険へ変更になった者に係ります一般被保険者と退職被保険者の過年度分、23年度分でございますけれども、療養給付費の返納金といたしまして、一般被保険者分として8件、退職被保険者分として1件、5目一般被保険者指定公費につきましては29件という内容になっているところでございます。

以上、歳入の決算につきましては27億3,932万8,378円となっております、前年度比0.9%の増となっているところでございます。

続きまして、150ページ以降で、歳出のご説明を申し上げます。

まず、1款総務費でございますけれども、こちらは1目は被保険者証の印刷でございますとか、郵送もしくは電算システム等の国民健康保険特別会計を運営する管理費と国民健康保険連合会の負担金などがございます。

続きまして、151ページでございますけれども、2項につきましては税の徴収費用、そして3項は国民健康保険運営協議会の運営経費でございます。

同ページ下段から翌ページ、152ページ中段まででございますが、2款保険給付費についてでございます。前年度からほぼ横ばいの16億3,000万円となっているところでございます。

各項の状況でございますけれども、1項療養諸費、2項高額療養費は前年度からほぼ横ばい、3項移送費につきましては昨年度と同じく実績がございませんでした。

続きまして、154ページでございます。

4項出産育児諸費の出産育児一時金につきましては17件の実績、5項葬祭諸費は32件の給付がございました。

続きまして、155ページに移していただきまして、3款後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者医療制度の費用負担でございまして、現役の世代が後期高齢者医療費全体の4割を負担することとなっております。1目と2目におきましてはその支援金でございまして、対前年度比

4.4%の増という状況になっております。

引き続きまして、4款でございますけれども、こちらは前期高齢者の加入割合によりまして保険者間の負担の不均衡を調整するための納付金でございます。

続きまして、156ページ中段部分でございますけれども、こちらは5款老人保健拠出金となっております。

続きまして、157ページ、6款介護納付金につきましては1,495万9,000円、対前年度約1割の増となっているところでございます。

7款共同事業拠出金につきましては、対前年度比12.9%の増でございます。

続きまして、158ページから159ページにかけてごらんいただければと思いますが、8款保健事業費では、特定健康診断でございますとか、人間ドックの実施に必要な費用、そして特定保健指導に係る費用を計上しているところでございます。

続きまして、159ページ下段、こちらにつきましては、24年度に約2,000円でございますけれども、積み上げとなりました9款基金積立金が記載されております。ちなみに24年度末の基金残高は約1,105万円となっているところでございます。

続きまして、翌160ページの中段でございますけれども、こちらは10款公債費については実績がございませんでした。

11款1項1目一般被保険者保険税還付金につきましては、一般被保険者の資格喪失でございますとか、年金型生命保険に起因いたします国民健康保険税の還付金でございます。23節一般被保険者保険税還付金におきましては異動等によるものが34件、年金型生命保険に起因するものが1件、合わせて35件という実績でございました。

2目でございますけれども、こちらは退職被保険者等保険税還付金でございます、こちらは支出はございませんでした。

次に、3目償還金でございます。こちらは過年度の療養給付費に係ります負担金でございますとか、交付金の精算に伴う支出となっております、次の4目においては、一般被保険者還付金加算金、5目退職被保険者等還付加算金は、1目と同様、年金型生命保険に起因いたします還付金に対して付した還付金加算金として、1件の実績でございました。

最後でございますけれども、12款予備費につきましては、退職被保険者高額療養費のために131万7,000円を流用したところでございます。

以上、歳出の決算額は25億1,638万391円となり、前年度比2.4%の増という状況でございませ

て、差し引きいたしますと2億2,294万7,987円となります。そのうち2億1,000万円につきましては、既に6月補正において25年度の国保税の税率を据え置くための財源として充てさせていただいております。今定例会におきまして決算の結果による増額について、前年度繰越金等について補正予算を計上させていただいて提案を申し上げているところでございますので、よろしくご審議のほど賜れば幸いです。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで認定第2号の説明が終わりました。

（2番 熊谷良夫君 退席）

---

### ◎認定第3号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第16、認定第3号 平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 認定第3号 平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定についてご説明申し上げます。

初めに、歳入をご説明いたします。

168ページをお願いいたします。

1款1項1目1節は新たに簡易水道に加入する際の加入者負担金で36件分と、消火栓設置負担金12件分でございます。

2款1項1目1節水道使用料現年度分ですが、年度末の加入戸数が3,558戸で、納付率は98.09%、前年度より0.13%増加しております。滞納者数は114名で前年度より26名減っております。なお、7月末現在では105名、301万5,800円となっております。

2節の滞納繰越分ですが、納付率で14.67%、前年度より5.91%減少しております。滞納者数は106名で5名ふえておりますが、7月末現在の滞納額は1,059万2,000円と減っております。

同じく2項1目1節の工事事業者指定登録手数料ですが、1件につき1万円、6件分でございます。

2節の工事検査手数料は1件につき3,000円で、76件分でございます。



3節の督促手数料は444人分であります。

3款1項1目1節は六郷東部地区簡易水道事業及び畑屋中央地区簡易水道統合整備事業実施に伴う補助金で、10分の4の補助率でございます。

4款1項1目1節の利子及び配当金は基金の利子でございます。

次に、170ページにかけての5款1項1目1節の一般会計繰入金は、事業債など償還のため一般会計から繰り入れたものでございます。

5款1項1目1節の基金繰入金は、施設管理の財源として基金より繰り入れたもので、これによりまして基金を全て取り崩したことになります。

6款1項1目1節は前年度からの繰越金でございます。

7款1項1目延滞金から3目加算金まではそれぞれ収入がございませんでした。

2項1目1節は預金の利子でございます。

3項2目1節の弁償金と2目1節の簡易水道保証料は収入がございませんでした。同じく2節の雑入は、メーター器のスクラップ売払収入と電気料金の払戻金が収入となったものでございます。

171ページから172ページの8款1項1目1節の簡易水道事業債は、六郷東部地区簡易水道事業及び千畑中央地区簡易水道統合整備事業実施に伴う事業債でございます。

次に、173ページからの歳出をご説明いたします。

174ページにかけてでございますが、1款1項1目の一般管理費は水道施設の一般管理に要した経費で、人件費のほか13節のメーター検針員10名や電算システムに関する委託料が主な支出でございます。

19節の簡易水道遠距離給水管敷設工事補助金は1件分支出しております。

なお、13節の不用額につきましては、電算システム開発・修正委託料の請負差額によるものでございます。

2項1目の施設管理費ですが、町内10地区の簡易水道施設の良好な維持管理と水の安定供給に要した経費で、主な支出につきましては、11節では光熱水費のほか施設の機械器具修繕費と、12節の手数料では水質検査に要した経費を、13節では施設の管理・点検等の経費を、15節では畑屋地区と六郷東部地区の配水管接続工事や、仙南中央地区及び千畑中央地区のポンプ等機械器具の取りかえ工事と、18節の機械器具費はメーターと、それから軽車両の購入費として支出したものでございます。

不用額につきましては、15節の工事实績によるものでございます。

続きまして、175から176ページ、3項1目簡易水道整備事業費の13節は千畑中央地区簡易水道統合整備事業に伴う測量設計監理委託料と、15節は六郷東部地区簡易水道事業実施に伴い水道管敷設工事を実施した経費で、野中字上村など3工区、3,358.26メートルの配水管と給水管49戸、消火栓12基の設置工事を実施し、事業を完了しております。

2款1項1目23節は水道事業債償還元金です。

同じく2目23節は償還金利子及び繰替運用利子であります。

3款の予備費につきましては、総務管理費及び施設管理費に充用しております。

今決算におきます歳入歳出の実質収支額は687万8,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで認定第3号の説明が終わりました。

（2番 熊谷良夫君 着席）

---

#### ◎認定第4号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第17、認定第4号 平成24年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 認定第4号 平成24年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてご説明いたします。

初めに、歳入をご説明いたします。

181ページをお願いいたします。

1款1項1目1節は現年度分の受益者負担金で、新規加入者18名、納付率は100%で、滞納者はありません。

2節は滞納繰越分で20名ですが、前年度より13名減少しております。これは、時効を迎え徴収の見込みのない平成19年度分26万9,400円、対象件数12件を不納欠損としたことによるものでございます。

2款1項1目1節の下水道使用料の現年度分ですが、年度末の加入戸数が821戸で、納付率は

99.1%、滞納者数は22名で前年度より3名減となっております。

2節の滞納繰越分ですが、滞納者は22名で前年度より2名増加しておりますが、7月末現在では21名となっております。

続きまして、182ページにかけての2款2項1目1節の工事事業者指定店登録手数料ですが、1件2万円で22件分となっております。

2節は督促手数料で203件分でございます。

3款1項1目1節の繰入金は、事業債など償還のため一般会計から繰り入れたものでございます。

4款1項1目1節は前年度からの繰越金でございます。

5款1項1目から3目の過料までは収入がございませんでした。

同じく2項1目1節は預金の利子でございます。

6款1項1目1節流域下水道事業債と2節の資本費平準化債は下水道事業の円滑な推進のため借り入れたものでございます。

なお、継続費は流域下水道事業大曲処理区の管敷設工事における起債対応分の前年度から繰り越したものでございます。

続きまして、184ページ、歳出についてご説明いたします。

1款1項1目一般管理費は下水道施設の一般管理に要した経費で、人件費、事務費のほか、13節のメーター検針員2名の委託料と、19節では下水道接続工事費補助金として11件分を支出しております。

施設管理費及び予備費からの流用につきましては人事異動によるもので、なお不用額の主なものは下水道接続工事費補助金の実績によるものでございます。

185ページから186ページですが、2項1目の施設管理費は公共下水道施設の良好な維持管理を図るために要した経費で、11節の修繕料では真空ポンプ場の受電設備改修、真空ポンプのオーバーホール等を行っております。

15節はわくわく園と民間アパートの公共樹設置工事を実施したものでございます。

19節は電子メーターの購入費、19節は雄物川流域下水道事業管理費負担金を支出したものでございます。

同じく3項1目19節は流域下水道大曲処理区建設事業費の負担金ですが、大曲幹線敷設工事等を行ったものです。なお、流域下水道事業大曲処理区の長寿命化計画策定に伴う設計変更計画と

の調整のため日数を要したことにより、施設の耐震化工事154万8,000円を次年度へ繰り越しております。

2款1項1目及び2目は償還金元金と償還金の利子でございます。

3款の予備費は人事異動に伴い一般管理費に充用しております。

次に、188ページの実質収支に関する調書4、翌年度に繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額は4万8,000円で、今決算におきます歳入歳出の実質収支額は321万9,000円ございました。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで認定第4号の説明が終わりました。

---

#### ◎認定第5号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第18、認定第5号 平成24年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 認定第5号 平成24年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてご説明いたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

192ページをお願いいたします。

1款1項1目1節は加入分担金で仙南地区が対象となるものですが、新規加入はございませんでした。

2款1項1目1節の農業集落排水使用料の現年度分でございますが、年度末加入戸数は1,340戸、4,200人で、収納率は97.8%となっており、収入未済につきましては50戸となっており、前年度と同数でございますが、7月末現在では42戸、108万2,181円となっております。

2節の滞納繰越分ですが、滞納戸数は53戸で前年度より1戸ふえております。7月末現在では49戸となっており、449万516円となっております。

同じく2項1目1節は168件分の督促手数料でございます。

193ページ、3款1項1目1節は農業集落排水事業基金利子が収入となったものでございます。

4款1項1目1節は事業債など償還のため一般会計から繰り入れたものでございます。

同じく2項1目1節は、事業の円滑な推進を図るため施設管理費用の財源として基金から繰り入れたものでございます。

194ページにかけて、5款1項1目1節は前年度からの繰越金でございます。

6款1項1目から3目の過料までは収入がございませんでした。

同じく2項1目1節は預金利子でございます。

同じく3項1目1節は収入がございませんでした。

7款1項1目1節の資本費平準化債は、事業の推進を図るため借り入れたものでございます。

続きまして、196ページ、歳出をご説明いたします。

1款1項1目についてですが、農業集落排水施設の一般管理に要した経費で、人件費のほか12節では使用料のお知らせ、13節では電算システムの変更に伴う委託料とメーター検針員の委託料を支出しております。また、19節の下水道接続工事費補助金は3件分を支出しております。

1款2項1目の施設管理費につきましては、町内6地域の集落排水施設の適正な維持管理のために要した経費であります。11節では光熱水費が大きな割合を占めているほか、修繕費はマンホールポンプやブロワー等の小規模な修繕、13節では施設点検と汚泥処理が主な支出となっております。15節では一丈木地区排水処理場の上水排出工事や仙南地区処理場の機械器具取りかえ工事等を行っております。

2款1項1目の23節及び2目の23節は、借り入れた償還金の元金と償還金の利子でございます。

3款の予備費の流用はございませんでした。

今決算におきます歳入歳出の実質収支額は524万4,000円ございました。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで認定第5号の説明が終わりました。

---

#### ◎認定第6号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第19、認定第6号 平成24年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（村山太郎君） 平成24年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についてご説明申し上げます。

まず、歳入からでございますが、203ページをお開き願います。

1款1項1目特別徴収保険料につきましては100%の収納率でございます。

2目普通徴収保険料は現年度分が99.07%、過年度が41.75%の徴収率となっております。また、過年度分で2年の時効により不納欠損を計上したものは4件、2人分、1万6,600円でございます。

次に、2款1項1目督促手数料でございますけれども、こちらについては267件分について督促を実施したことによるものでございます。

続きまして、204ページをお開き願います。

3款繰入金につきましては、1項1目は徴収に係る事務費を、2目は低所得者の保険料軽減分相当額を繰り入れたものでございます。

4款繰越金につきましては前年度からの繰越金の計上でございます。

続きまして、204ページ下段から205ページにかけてでございますけれども、こちらは5款諸収入でございます。1項及び4項につきましては実績がございません。2項は保険料の還付金、3項預金利子は特別会計の利子でございます。

この結果、歳入決算額は1億8,186万9,113円となっているところでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、206ページで、歳出をご説明させていただきます。

1款総務費は保険料徴収に係る事務費でございます。

2款は後期高齢者医療広域連合への納付金の実績によるものでございまして、保険料分と保険基盤安定繰入金を合算したものが計上されているところでございます。

207ページに移りまして、3款1項1目23節償還金利子及び割引料につきましては過年度分の保険料還付金でございまして、実績は5件、約20万円でございます。

4款1項1目30節予備費につきましては実績がございませんでした。

以上、歳出決算額は1億8,172万3,966円でございます。決算におけます歳入歳出差し引き額は14万5,147円となっているところでございます。

後期高齢者医療特別会計の説明は以上で終わらせていただきます。

○議長（高橋 猛君） これで認定第6号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

9月2日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時38分）

